

令和7年厚岸町議会第3回定例会会議録		
招 集 期 日	令和7年 9月9日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	令和7年 9月 9日 午前10時00分
	延 会	令和7年 9月 9日 午後 4時21分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	竹 田 敏 夫	○	8	石 澤 由 紀 子	○
2	室 崎 正 之	○	9	桂 川 実	○
3	佐 藤 淳 一	○	10	堀 守	○
4	金 子 勇	○	11	杉 田 尚 美	○
5	音喜多 政 東	○	12	金 橋 康 裕	○
6	中 川 孝 之	○	13	大 野 利 春	○
7	南 谷 健	○			
以上の結果 出席議員 11名 欠席議員 1名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
亀 井 泰	神 奈 緒 美	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	三浦克宏	教育長	滝川敦善
副町長	石塚徹	教委管理課長	諸井公
総務課長	布施英治	教委指導室長	藏光貴弘
総合政策課長	平下哲也	教委生涯 学習課長	車塚洋
危機対策室長	四戸岸毅		
税務課長	本間直人	監査委員	黒田庄司
町民課長	渡部貴志	監査事務局長	川越一寿
保健福祉課長	早川知記	農委事務局長	江上圭
環境林務課長	鈴木康史		
水産農政課長	石崎辰也		
観光商工課長	田崎清克		
建設課長	堀部誠		
病院事務長	星川雅美		
水道課長	高瀬順一		
会計管理者	久保田湖子		

1. 会議録署名議員

5番	音喜多政東		
6番	中川孝之		

1. 会期

9月9日から 9月12日までの4日間（休会日なし）

厚岸町議会第3回定例会議事日程

(7.9.9)

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		議会運営委員会報告
第3		会期の決定
第4		諸般報告
第5		例月出納検査報告
第6	請願第1号	幼稚園園児に対し給食提供を求める請願書
第7	認定第1号	令和6年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について
	認定第2号	令和6年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第3号	令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第4号	令和6年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第5号	令和6年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第6号	令和6年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第7号	令和6年度厚岸町水道事業会計決算の認定について
	認定第8号	令和6年度厚岸町下水道事業会計決算の認定について
	認定第9号	令和6年度厚岸町病院事業会計決算の認定について
第8	議案第74号	令和7年度厚岸町一般会計補正予算
	議案第75号	令和7年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
	議案第76号	令和7年度厚岸町介護保険特別会計補正予算
	議案第77号	令和7年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算
第9		一般質問

## 厚岸町議会 第3回定例会

令和7年9月9日  
午前10時00分開会

- 議長（大野議員） ただいまから、令和7年厚岸町議会第3回定例会を開会いたします。
  
- 議長（大野議員） 直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
  
- 議長（大野議員） 日程に先立ち、表彰の伝達を行います。  
去る5月23日、浜中町で開催されました釧路町村議会議長会定例会において、杉田議員が町村議会議員として10年以上表彰を受賞されましたので、厚岸町議会会議運用内規93の規定に基づき、表彰の伝達を行います。  
杉田議員は演壇前までお進みください。
  
- 議長（大野議員） 表彰状。  
厚岸町議会、杉田尚美様。  
あなたは、議会議員として多年にわたり地方自治の振興発展に寄与され、その功績は誠に顕著であります。よって、これを表します。  
令和7年5月23日、釧路町村議会議長会、会長、富田忠行。  
代読。  
おめでとうございます。  
以上で、表彰の伝達を終わります。
  
- 議長（大野議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、5番、音喜多議員、6番、中川議員を指名いたします。
  
- 議長（大野議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。  
委員長の報告を求めます。  
10番、堀委員長。
  
- 堀委員長 おはようございます。  
9月5日午前10時から第7回議会運営委員会を開催し、令和7年厚岸町議会第3回定例会の議事運営について協議いたしましたので、その内容について報告いたします。  
議会からの報告は、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告であります。  
議会からの提出案件は、会期の決定、請願第1号 幼稚園園児に対し給食提供を求め

る請願書、意見書案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書、常任委員会及び議会運営委員会からの各委員会閉会中の継続調査申出書であります。

審議方法は、請願第1号は厚生文教常任委員会に付託し、閉会中に継続審査とすることとし、そのほかの案件は本会議で審議をすることに決定いたしました。

次に、町長提出の議案等についてであります。

認定第1号から認定第9号は、令和6年度各会計決算認定9件であります。

審議方法は、議長と議会選出監査委員を除く11名をもって構成する令和6年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定いたしました。

報告第15号 令和6年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告については、本会議で審議することに決定いたしました。

議案第74号から議案第77号の補正予算4件の審議方法については、議長を除く12名をもって構成する令和7年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定いたしました。

議案第78号から議案第91号の一般議案14件、議案第92号から議案第97号の条例改正案6件については、本会議において審議することに決定いたしました。

一般質問通告者は、4名であります。

本定例会の会期は、9月9日から12日までの4日間に決定いたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（大野議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（大野議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告のとおり、本日9月9日から12日までの4日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日9月9日から12日までの4日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりであります。

●議長（大野議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理された議案等は、別紙付議事件書のとおりであります。

次に、令和7年6月25日開会の第2回定例会から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりであります。

以上、諸般報告といたします。

●議長（大野議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされておりますので、ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（大野議員） 日程第6、請願第1号 幼稚園園児に対し給食提供を求める請願書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

●議事係長（神係長） 請願第1号 幼稚園園児に対し給食提供を求める請願書。

紹介議員、金子勇。

請願の趣旨、理由。

いつもながら幼稚園行政には多大なご配慮をいただき、厚く感謝申し上げます。

ご存知のとおり、当園は昭和46年に設立され、今日に至っております。一時期は園児60名を数えたこともありましたが、その後の少子化の波は我が町も例外ではなく、現在は園児数9名、職員7名となっております。

小さな園ですが、子どもたちに伸び伸びと成長してもらうよう、楽しい行事を多く取り入れ、職員一同、精いっぱい頑張っております。

近時、保護者から強い希望が出ている問題に、給食希望があります。保育所と異なり、幼稚園では給食がなく、保護者はお弁当を持たせなければなりません。また、保護者の要望を受け、給食設備を園内に設けることは、経費や人員の関係から困難です。

私どもは、幼稚園に通う子どもも、保育所に通う子どもも、同じ環境で保育を受ける町であってほしいと願っています。給食の提供ができれば、保護者の負担は大きく軽減します。

厚岸町は、保育料の無償化をはじめ、子育て支援の充実を掲げ、その実を上げています。その一環として、幼稚園に通う子どもの給食サービスを実現していただきますよう、切にお願い申し上げます。

令和7年9月4日、厚岸町議会議長、大野利春様。

請願者、住所、厚岸郡厚岸町港町1丁目4番地、氏名、厚岸カトリック幼稚園、園長佐藤リナ。厚岸カトリック幼稚園父母の会、会長、河合洋平。

●議長（大野議員） 紹介議員であります金子議員から説明を求められておりますので、これを許します。

4番、金子議員。

●金子議員 おはようございます。

ただいま朗読頂きました文面に尽きるものではありませんが、一言、私から加えますと、保育園の入所には一定条件を満たすご家庭であることが決まっております、その条件に

満たないご家庭は幼稚園に行かざるを得ないので、町としては幼稚園をなくすことができません。

このことを含め、幼稚園にも保育所と同じ給食の提供が実現できますよう、皆様の懸命なるご判断を仰ぎたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 1点だけお伺いさせていただきます。

僕も勉強不足で分からない部分が多いのですが、この請願ですと、町がどこまで何をすればいいのかがよく理解できません。この文面では、保育所で作るということで、その助成をしろということなのか、それとも、外部で作って提供してくださいということでしょうか。その辺についてちょっと分からないものですから、説明してください。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 ただいま南谷議員からご質問頂いた件ですが、まず保育所では、現在、保育所で給食を作って園児に支給しております。

今、カトリック幼稚園は町から保護者に助成金が出ていて、副食費として保護者の方に月々3,600円が払われていて、保護者の方がお弁当を園児に持たせている状態です。

今回の請願には、南谷議員のおっしゃったように、詳しい内容が書かれていないのですが、この状況を町に踏まえていただいて、ご支援頂き、幼稚園でも保育所と同様に保護者の負担が少なく園児がサービスを受けることがどうにかできないかというのを、町にご検討頂きたいというのが、今回の請願の内容になっております。

どうぞご理解よろしくをお願いいたします。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 よく分からないですよね。どの部分をしろと言っているのか、全部しろと言っているのか。駄目とか、いいとかという議論ではないですよね。

一応、請願されている紹介議員にお尋ねしますが、何を求めているのかが、全部なのか、一部なのか、その辺の説明をしていただきたいと思います。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 具体的に何をしてほしいかが分からないという質問だと思うのですが、現状、保育所では給食が提供されていて、幼稚園では副食費として補助をもらっていません。

保育所と幼稚園で、保護者及び児童のサービス内容のどちらがいいか悪いかは分から

ないのですが、親御さんは副食費として月額補助をもらっても、お弁当を作らないと駄目という負担がありまして、幼稚園の保護者の方から、保育所では給食で、幼稚園ではお弁当を作らないと駄目だと。

それで、町に保育所と同じような、一番の理想は同じ給食を提供していただければいいのですが、どうしてもシステムだとか、各保育所で作っているの、それと同じことができるかは別として、ぜひ同じようなサービスを提供していただけないかというお願いで請願を出させていだいたということですが、ご理解頂けないでしょうか。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 紹介議員ですから、僕が聞いている部分には答えてもらっていないと思います。議運の委員長が言うように、負託されるということですから、そこできちんと精査をさせていただきたいなと思います。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 精査する際に、ぜひ厚文で分からないことは聞いていただければ、自分もいろいろ調べまして、ご納得いくように説明もさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。  
6番、中川議員。

●中川議員 今、紹介議員が7番議員に、保育所は完全給食というふうにお答えされましたよね。私の認識では、0歳児から3歳までは保育所で料理人が料理を作って、園児に食べさせているのですけれども、3歳以上はお母さん方が弁当を作って、おかずは保育所で料理人が作っています。

私は、反対ではないのですけれども、保育所でも3歳以上は弁当を持ってきています。しかし、提案者はそう言っていませんよね。私の認識が違えば別ですけれども、3歳以上は弁当を持ってきているはずですよ。カトリックは弁当を作るのが大変だから保育所と一緒にどうのこうのと、紹介議員も言っていますけれども、私の認識は間違っていないと思います。

それで、厚岸保育所が3歳以上みんな完全に給食であれば、同じ町民の子どもたちですから、カトリックもそういうふう完全にしていればいいでしょうけれども、保育所自体が弁当持ちですから、その辺を認識していただきたいなと思っていますけれども、その辺の答えをお願いします。

●議長（大野議員） 中川議員の質問に対して、正しい認識を担当課から説明させますので、お願いたします。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。今の説明があった部分では、ちょっと誤解があるのかなと感じる部分がありましたので、補足説明させていただきます。

今の説明のとおり、保育所における3歳未満の0、1、2歳の子どもたちに対しては、例えばミルクから離乳食、それから、ご飯のついた給食を提供している状況にあります。

3歳以上の子どもにつきましては、副食について給食提供を行っていて、主食、通常でありますとご飯を家庭から持ってきていただいて、給食として食事している状況であります。

主食でいうご飯の部分が、中川議員のおっしゃるお弁当という表現になったのかなと思いますが、家庭からはご飯を持ってきていただいて、保育所で副食を提供している状況になっております。

- 議長（大野議員） 4番、金子議員。

- 金子議員 中川議員、私の説明が給食という表現で詳しく説明しておらず、大変申し訳ございませんでした。

保育所も3歳以上は保護者の方が白いご飯とかライスを提供しております。カトリック幼稚園に関しては、現状、おかずもご飯も全部フルで親御さんが毎日用意して、お子さんに持たせています。

ただ、皆さん、仕事などいろいろしていると、毎日のお弁当を作るのも大変な努力だと、自分も子育てしていたこともありますので、それもすごく分かるものでして、現状、町としては副食費としてカトリック幼稚園の保護者の方に3,600円を補助しているのですが、給食がない分、幼稚園ではご飯とおかずも毎日用意して、子どもに持たせている状態です。

保育所のように例えばご飯だけ用意するのと、毎日、おかずを考えていろいろ作るのとは、やはり親御さんの負担も違うので、この部分を町にご検討頂きたいという内容で、今回、出させていただきます。ぜひご理解とご協力お願いしたいと思います。

- 議長（大野議員） 中川議員、よろしいですか。

- 中川議員 分かりました。

- 議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（大野議員） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本請願については、厚生文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は厚生文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることに決定いたしました。

●議長（大野議員） 日程第7、認定第1号 令和6年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和6年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和6年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和6年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和6年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和6年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第8号 令和6年度厚岸町下水道事業会計決算の認定について、認定第9号 令和6年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（三浦町長） おはようございます。

令和6年度各会計決算の報告に当たり、主要な施策の成果と予算執行の実績について説明いたします。

当年度は、第6期厚岸町総合計画とSDGsを指針として、防災・減災対策、環境施策、熱中症対策、観光振興施策、特別養護老人ホーム心和園等の建て替えに係る基本構想の着手を重点施策として執行しました。

最重要施策である防災・減災対策では、港町地区の津波避難困難区域の解消に向け、（仮称）防災交流センターの建設を行っているほか、心和園裏山避難場所にハウス5棟を設置するなど、不測の災害に備えた施策を着実に推進しました。

環境施策では、脱炭素社会の実現に向け、具体的な取組を推進するため、町温水プールに木質バイオマスボイラーを整備したほか、再生可能エネルギーを円滑に導入するため、促進区域の設定や役場庁舎の照明をLEDに改修しました。

熱中症対策では、子どもが安全で安心して過ごすことができる環境の実現に向け、各保育所に空調設備を整備したほか、各児童館、子育て支援センター及び各小中学校にスポットクーラーを整備しました。

観光振興施策では、老朽化した観光施設の魅力向上や安全性確保のため、子野日公園の排水溝改修や普賢象ハウスの撤去を行ったほか、原生花園あやめヶ原の木柵の更新を行いました。

また、ふるさと納税については、地場産品の普及拡大や町のPRを行った結果、12億

303万2,000円もの多大なご寄附を頂いたところであります。

特別養護老人ホーム心和園等の建て替えに係る基本構想については、令和7年3月に厚岸町まちづくり基本構想を策定し、今後の施設整備計画の検討を進めました。

そのほかでは、物価高騰対策のため、がんばろう厚岸応援券の配付や低所属者世帯への給付金を給付したほか、町道の改良舗装・補修などの生活基盤の整備等に対する予算執行が、主な施策成果の特徴となっております。

次に、予算とその執行の概要であります。

当初予算では、一般会計が127億1,867万9,000円。国民健康保険、簡易水道事業、介護保険、後期高齢者医療、介護老人保健施設事業の各特別会計を合算すると、155億2,482万7,000円の総体規模でありました。これに、各会計に所要の補正を行い、一般会計における最終予算は、令和5年度繰越明許費7億6,960万7,000円を含め、162億7,615万9,000円、各特別会計では28億2,261万7,000円となり、総体においては190億9,877万6,000円となりました。

これらの内容は、次の表のとおりとなっておりますので、私からの説明は省略させていただきます。

この最終予算に対しまして、各会計別の収支執行実績を申し上げますと、一般会計では歳入で139億6,330万8,770円、収入率で84.53%、歳出では135億4,957万3,859円、83.25%の執行率となり、歳入歳出差引きで4億1,373万4,911円の残額となりました。このうち、継続費、通次繰越財源として939万7,140円、繰越明許費、繰越財源として587万円を令和7年度に繰り越し、財政調整基金に2億円を積み立て、実質1億9,846万7,771円が翌年度繰越財源となったところであります。

一方、特別会計であります。国民健康保険特別会計については、一般会計から1億1,303万2,502円を繰り入れ、歳入歳出差引きで402万8,665万の残額となり、これについては翌年度に繰り越し、国庫負担金等の返還金に充てるほか、財政調整基金へ積み立てるものであります。

簡易水道事業特別会計については、歳入不足となった1,701万6,284円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図りました。

介護保険特別会計については、一般会計から1億8,410万3,572円を繰り入れ、歳入歳出差引きで2,685万6,454円の残額となり、これについては翌年度に繰り越し、国庫負担金等の返還金に充てるものであります。

後期高齢者医療特別会計については、一般会計から4,778万2,468円を繰り入れ、現年度保険料の4月と5月の収入分135万2,416円を翌年度に繰り越し、広域連合納付金に充てるものであります。

介護老人保健施設事業特別会計については、歳入歳出差引きで355万3,651円の残額となり、この残高は全て翌年度へ繰り越すものであります。

より具体的な成果と実績等につきましては、別冊で配付いたしました決算書及び決算資料に基づき、ご検討頂くこととして、内容説明を省略させていただき、順次ご質問等に応じて各担当課等より詳細なご説明をいたしたいと存じます。

- 水道課長（高瀬課長） 続きまして、認定第7号 令和6年度厚岸町水道事業会計決算、認定第8号 令和6年度厚岸町下水道事業会計決算の内容について、お配りしている提案説明書のとおりです。

また、認定8号 令和6年度厚岸町下水道事業会計は、公営企業会計として初決算のため、前年度比ができませんので、ご了承ください。

大変簡単な説明ですが、ご審議頂き、認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） 病院事務長。

- 病院事務長（星川事務長） 続きまして、認定第9号 令和6年度厚岸町病院事業会計決算について、お配りしております提案説明書のとおりですので、ご審議の上、認定頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） ここで、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。  
代表監査委員。

- 監査委員（黒田委員） ただいま上程されました、令和6年度厚岸町一般会計及び五つの特別会計の歳入歳出決算認定並びに新たに下水道事業会計を加えた三つの公営企業会計の決算認定について、決算審査の概要を申し述べさせていただきます。

最初に、令和6年度一般会計及び各5特別会計全体の決算額について、この厚い決算書の1ページから4ページのところの記述になりますけれども、1,000円単位で申し上げますが、総額では歳入が166億9,690万8,000円、歳出が162億4,738万2,000円となりまして、歳入歳出差引き4億4,952万6,000円、約4億5,000万円の歳入増という形式収支状況と相なっております。

一般会計をはじめ、各特別会計の決算状況につきましては、ただいま三浦町長から報告があったとおりの内容でして、細部につきましては、決算書あるいは決算資料のみならず、皆様方のお手元に配付させていただきました決算審査意見書をご覧頂きたいと存じますが、地方自治法の規定により、町長から審査に付されました令和6年度一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書に表示されました計数につきましては、適正であり、何ら誤りがないものと判断したところでです。

次に、決算審査の中で、今後、特にご留意を頂きたい個別事項について、何点か申し述べさせていただきます。

まず、歳入関係についてであります。全体的に翌年度への繰越財源を除いた実質的な歳入未済額は昨年度よりも減少しております。その中でもとりわけ町の自主財源の根幹をなす町税が、今年度におきまして現年課税分99.38%、滞納繰越分も合わせた全体の収納率が97.30%となりまして、国民健康保険税でも全体収納率が92.07%となりまして、いずれも昨年度に引き続き過去最高を更新して決算されておりました。担当部署の徴収努力を高く評価させていただきますとともに、引き続き自主財源の増収確保と収

入未済額のさらなる解消に向けて、なお一層の努力を望むものです。

一方の歳出関係ですが、本年度は全体的に不用額が減少いたしまして、支払い遅延などの著しいずさんな予算管理事例であるとか支払事務事例は確認されず、予算執行事務は、全体としておおむね良好であったものと判断するところです。今後とも、行政全体として適切な予算管理と適正な執行の指導を徹底していただきたい。

なお、令和6年度決算全体といたしまして、新型コロナウイルス感染状況がほぼ収束しつつも、防災をはじめとして様々な行政課題が山積している中で、本年度も国や北海道と連携しながら、本年度当初に計画した各種事務事業を着実に執行し、さらには相応の行政成果を達成される一方で、相応の実質収支と各基金残高もしっかりと確保したことに対しまして、その行財政運営を高く評価させていただきますとともに、三浦新町長体制の下、今後におきましても健全財政を堅持しながら、これら基金等の積極的な活用であるとか、ふるさと納税寄附金、あるいは、過疎対策債の特別分などの町税以外の税外有効財源を活用することによって、実効性のある多様な施策を展開し、町民の皆様がそのサービスと恩恵を広く享受し、町民生活における行政満足度がさらに一層高められますよう、ご期待を申し上げます、一般会計及び各特別会計の決算意見報告とさせていただきます。

次に、令和6年度の厚岸町公営企業会計について申し上げます。

初めに、水道事業会計から申し上げます。当水道事業会計にありましては、事業全体の採算性を安定させるべく、令和4年度4月から水道料金を大幅に改定してきたにもかかわらず、全町的な人口減少に伴いまして、家事用の使用水量が毎年確実に減少しております。

そのような中で、当該年度は業務用の使用水量も振るわず、給水収益全体としても減額となりながらも、燃料費、修繕費、薬品費等々をはじめとする経費節減努力に加えまして、一般会計からの繰入金の運用形態を見直したために、3条予算の収益的収入及び支出最終差引額が、消費税抜きで3,335万302円の黒字決算を計上できたところです。

一方の、4条予算の資本的収入及び支出最終差引額、こちらは税込みになりますけれども、1億4,732万2,947円の支出超過となりまして、収入不足額につきましては、当年度の損益勘定留保資金等、当年度分の消費税及び地方消費税、資本的収支調整額並びに減債積立金と建設改良積立金をもって補填処理をしているところです。いかんせん、料金収入が減り、諸物価、経費も高騰傾向にありまして、今後、経営上の苦戦を強いられていくことが十分に想定されるということです。

次に、令和6年度より地方公営企業法の全部適用を受けまして、特別会計から新たに公営企業会計に移行した下水道事業会計にありましては、使用料であるとか、企業会計への移行に伴う調整財源の確保、さらには、高熱水費や修繕費などの経費節減努力に加えまして、一般会計からの補助金の確保によって、最終見込額に比較して状況が好転し、第3条予算の収益的収入及び支出最終差引額が、消費税抜きで932万2,077円の黒字決算と相なったところですが、これも水道事業同様、一方の4条予算の資本的収入及び支出最終差引額が、税込みで1億5,825万8,366円の支出超過になりまして、その収入不足額については、当年度分の損益勘定留保資金と、当年度分の消費税及び地方消費税、資本的収支調整額をもって補填処理をしているところです。当会計は、水道会計以上に

今後も企業会計として独立採算を目指すことが極めて困難な収支状況にございまして、経営上の苦戦を強いられていくことが容易に想定されるところです。

続きまして、病院事業会計につきましては、新型コロナウイルス感染がほぼ収束した状況の中で、入院患者数も外来患者数もともに大幅に落ち込んだ上に、昨年度までの大きな黒字要因でした感染症病床確保に伴う北海道からの補助金の交付が打切り終了となりまして、事業収益全体が極めて厳しい状況を余儀なくされながらも、一方の経費面での諸物価高騰の対応も含めて、企業節減努力と一般会計補助金の増額により、第3条予算の収益的収入及び支出が、消費税抜きで2,000万4,282円の黒字決算と相なりました。また、4条予算の資本的収入及び支出ですが、収入支出同額につき、差引き0円ということです。

以上、令和6年度の水道事業会計及び下水道事業会計及び病院事業会計の決算について、その概要を申し述べさせていただきましたが、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長より審査に付されました令和6年度厚岸町の水道事業会計決算及び水道事業会計決算並びに病院事業会計決算に関わる各諸書類は、いずれも関係法令に準拠して作成をされており、また、表示された計数につきましても適正であり、何ら誤りがないものと認められたところです。

なお、細部につきましては、決算書、決算資料のみならず、決算審査意見書もご覧頂ければ幸いに存じます。

以上をもちまして、公営企業会計決算審査に係る口頭報告とさせていただきます。

- 議長（大野議員） 本9件の審査方法について、お諮りいたします。

本9件の審査については、議長及び議会選出監査委員を除く11人の委員をもって構成する令和6年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本9件の審査については、議長及び議会選出監査委員を除く11人の委員をもって構成する令和6年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩します。

午前10時46分休憩

午前10時50分再開

- 議長（大野議員） 本会議を再開します。

日程第8、議案第74号 令和7年度厚岸町一般会計補正予算、議案第75号 令和7年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第76号 令和7年度厚岸町介護保険特別

会計補正予算、議案第77号 令和7年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上4件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（平下課長） ただいま上程頂きました、議案第74号 令和7年度厚岸町一般会計補正予算（3回目）から、議案第77号 令和7年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（1回目）について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） 本4件の審査方法について、お諮りいたします。

本4件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和7年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本4件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和7年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定しました。

本会議を休憩します。

午前10時52分休憩

午前10時56分再開

- 議長（大野議員） 本会議を再開します。

日程第9、これより一般質問を行います。

質問は、通告順により行います。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁を含め、60分以内です。5分前にはベルを鳴らし、合図をいたします。

初めに、2番、室崎議員の一般質問を行います。

2番、室崎議員。

- 室崎議員 さきに通告いたしました一般質問通告書に従って、質問を申し上げます。

1番目は、町政の基本方針についてであります。

町長はさきの就任挨拶の中で、未来を切り開く厚岸の力を結集して、町民参加のもとに、笑顔あふれる厚岸町をつくっていくという意味のことをおっしゃいました。まさにそのとおりであろうと存じます。

その実現のためには、いろいろな事業をこれから展開していかなければなりません。その中で、健全財政の保持が非常に重要であると考えております。

そこで、お聞きいたします。

今後、大きな事業が予想される中で、財政指標に町独自の目標値を設定することが重要と思われませんが、特に実質公債費比率や将来負担比率などをどの範囲に収めていったらいいと考えていらっしゃるか。また、他の指標についても、そのようなものがあればお聞かせを頂きたい。

次に、今、申し上げた就任挨拶の中で、重要な財源としてふるさと納税というものを取り上げられております。このふるさと納税の制度をどのように利用していくのか、この点についてもお聞かせを頂きたい。

そして、3番目としては、今、言ったような事業を展開し、町づくりを行っていくための核となるのは、やはり役場であり、そこの優秀な人材であると考えます。人材育成という点からも、人事は非常に大事なことだと思っております。人事の基本方針について、お考えをお聞かせ頂きたい。

次に、防災についてであります。

今回の津波避難を顧みて浮かび上がった課題と、今後の対応について、お考えをお聞かせ頂きたい。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（三浦町長） 2番、室崎議員のご質問にお答えいたします。

1点目の町政の基本方針についてのうち、（1）の今後大きな事業が予想される中で、財政指標に町独自の目標値を設定することが重要と思われる、特に実質公債費比率や将来負担比率等をどの範囲に収めようと考えているか、また、他の指標についてはどうかについてであります。

地方公共団体の財政状況を客観的に示し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた財政指標のうち、実質公債費比率については令和6年度決算ベースで10.1%、将来負担比率については60.1%となっており、早期健全化基準として国が定める実質公債費比率の25%及び将来負担比率の350%を大きく下回っています。

しかし、国が定める早期健全化基準とは、それを上回ると、本来は地方自治体の自己決定、自己責任の下に行われる町政運営に対して、健全化法の枠組みに基づいた自主的な改善努力による財政の健全化が求められるほど、財政状況が悪化した地方自治体と位置づけられるものであるため、この基準を目標値とすることは適切ではなく、私も本町独自の目標値の設定が重要と考えております。

一方、確報値として公表されている令和5年度決算ベースの道内市町村との比較においては、実質公債費比率については179市町村中降順で36位、将来負担比率については同じく14位となっており、実質公債費比率については全道平均の7.1%に対して本町は11.0%、将来負担比率については全道平均の15.7%に対して本町は79.4%と、全国平均

よりも数値の高い全道平均をさらに大きく上回っています。

このように、全国平均や全道平均とは大きな乖離があるものの、町財政の現状としては多様化する町民ニーズや重点課題に対応し、可能な限りの施策を講じるに当たり、これまで多額の町債発行に依存してきたことにより、当面は公債費の大幅な増加が避けられず、町債残高の急激な縮減も見通すことができないため、短期的に数値の改善を図ることは極めて困難な状況にあります。

このことから、近年における本町の特殊な財政需要を踏まえ、実質公債費比率については公債費負担適正化計画の策定が義務づけられ、地方債の発行許可団体の基準となる18%未満、将来負担比率については、そこから試算した概算値のおよそ130%台を許容範囲の上限として、当面は第6期厚岸町総合計画・後期行動計画に掲げた令和11年度の目標値である実質公債費比率15%台、将来負担比率110%台の範囲内で、同計画に掲げた施策をはじめ、私の公約実現に向けた施策を講じてまいりたいと考えております。

しかし、将来負担比率が100%を超えると、地方自治体における一般財源の標準的大きさを示す標準財政規模を上回る負担となりますので、極力、100%を超えないことを念頭に努めてまいりたいと考えております。

また、健全化判断比率以外の財政指標については、地方公共団体の財政力を示す財政力指数や、財政構造の弾力性を表す経常収支比率などが主要な指標として挙げられ、財政力指数については、自治体間比較において優位性が低い数値となっている一方、経常収支比率については、若干の優位性はあるものの、高水準で推移していることに変わりないことから、これらの財政指標についても適切な目標値を定めた上、改善を図る必要があると考えております。

財政指標の比較のみをもって、町づくりのよしあしを量ることはできませんが、現在の町民サービスを維持しながら、今後、予定される大型事業を進めるためには、さらなる健全な財政運営の見通しが必要不可欠であり、ふるさと納税のさらなる推進はもとより、人件費や扶助費等を含めた経常的経費の抜本的見直し、町有施設等の最適化など、長期的な視点を持って財政の健全化を進めていく必要があると認識しております。

次に、(2)のふるさと納税の使い道であります。

ふるさと納税については、令和6年度決算で約12億303万円と、町税に次ぐ貴重な自主財源となっており、その使い道については、寄附金から返礼品等の諸経費を差し引いた額をふるさと納税基金へ積立てを行った上で、翌年度以降に実施する各種事業の中から、寄附者に指定頂いた使途に沿った事業を適切に選定し、充当することとしております。

なお、ふるさと納税基金の充当は、他の財源との兼ね合いもあり、その全てを単年度に充当することはできませんが、可能な限り速やかに充当することを基本としつつ、その充当による結果として、当該年度の一般財源に剰余が生じる場合には、必要に応じて財政調整基金や地域づくり推進基金等への積立てを行った上で、予想される大型事業の充当財源として使用するなど、今後も適切に運用してまいります。

次に、(3)の人事の基本方針についてであります。

本町における現状は、定年退職や自己都合退職の増加に加え、過去の職員採用の偏りなどから、職員の年齢構成バランスの不均衡が生じ、次代を担う管理職や中核的業務を

担う係長職の人材が不足しているほか、人との関わりを多く好まないという時代背景もあり、職員間のコミュニケーション不足から、基礎的な業務能力や部署間の調整能力が引き継がれず、職員個々の能力向上や発揮が十分になされていない状況も見受けられるなど、組織上の課題があると認識しております。

また、町民ニーズの多様化や社会情勢の変化に加え、少子化や人口減少の進行などにより、町財政の状況が厳しさを増す中、行政組織のスリム化が求められており、職員1人1人の意識改革と能力の向上のほか、所属部署の垣根を越えた協力体制の構築、古いものから新しいものへ、いわゆるスクラップアンドビルドを基本とした業務の再構築と効率化を進めていく必要があると認識しております。

このような状況を踏まえ、令和2年8月に策定した厚岸町人財育成基本方針を基本としつつ、私の考えも加えながら、人事を進めてまいりたいと考えております。

昨今、全国的に公務員志願者が減少する中、本町においても同様の状況で、個別に高校を訪問し、採用試験の周知や企業説明会に参加するなど、採用試験申込者の増加に向けた取組に努めておりますが、必要な人員を確保できていない状況であります。

このため、新規採用職員は貴重な存在でありますので、日常業務での上司からの指導はもとより、職場内外での研修機会を確保するとともに、組織全体で職員を支え、生涯、厚岸町職員として働くことの意欲を持ち、自らが町職員としての誇りを持てるような職員となるよう、それぞれの職員の個性に合わせた適切な指導を心がけることと、私自身も職員とのコミュニケーションを大切にしながら、職員を育成してまいりたいと考えております。

また、町民ニーズやその時々時代の背景に応じた課題に加え、さらなる組織の活性化と中長期的展望に立った堅固な組織体制を維持する上で、組織の再編や異動、昇任等が生じますが、個人が持つ能力を最大限伸ばすことができるように、人材の育成に取り組み、身についたそれぞれの職員の知識を生かした適材適所への人事配置を行い、効果的かつ効果的な町政運営ができる組織の構築に努めてまいります。

さらには、職や経験年数、性別にかかわらず、職員自らが主体的に行動する意識を持つことで、組織全体の士気が高まり、公務能率の向上につながるものと考えますので、職員同士がお互いを尊重し、自由な発想で意見を出し合い、町の未来について私と共に考え、実行することができるような、風通しのよい職場環境を整備してまいります。

これらの視点を持ちながら、町民の負託や要望のほか、第6期厚岸町総合計画を確実に実現していくためには、組織全体で目標や課題を共有し、所属の垣根を越えた組織力で問題を解決できるような体制の構築を目指すとともに、喫緊の課題を踏まえ、適宜、必要な部署に人員を増員するなど、常に組織力を把握し、必要に応じて組織を再編、強化することが重要であるとと考えております。

また、職員が複雑・高度化する地域の課題を自ら発見し、考え、行動し、解決に向けて前例にとらわれることなく、広い視野を持って積極的に改善に取り組めるよう、職員個々の能力向上に努めるとともに、職員1人1人が、町の未来を見据え、厚岸町職員としての誇りを持ち、町民の皆さんの声に耳を傾け、その思いに寄り添い、町民目線を大切にしながら、誰からも信頼される職員となるように、組織全体で職員の育成に努めることで、質の高い行政サービスを提供してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の防災について。

今回の津波避難を顧みて浮かび上がった課題と今後の対応についてであります。本年7月30日に発生したカムチャツカ半島周辺の地震に伴い発表された津波警報等に関しましては、発生して以来、これまでの間、様々な場や機会において、広く当日の状況の聞き取りやご意見等を伺ってきており、町といたしましても、今回の課題を詳細に把握し、対策を講じる必要があるものと考えております。

8月19日及び20日には、町民を対象とした防災懇談会を開催し、直接ご意見等を伺ったところでもあります。また、現在、広報誌への折り込みと、町ホームページを通じて町民を対象としたアンケート調査を、9月19日を回答期限として実施しているほか、町職員を対象とした聞き取りアンケート調査等を実施しております。

現在、これらの結果については、取りまとめを行っている最中にあり、確認を終えている中においても、その内容が多岐にわたるため、訓練や検証を重ね、これから対応を検討していかなければならない内容もありますが、そのうち主な内容を3点挙げさせていただきます。

1点目は、防災行政無線等による避難指示等の情報周知に関する課題であります。

津波注意報から津波警報への引上げ後、すぐに防災行政無線により避難指示を周知しなければなりませんでしたが、代替庁舎となる消防庁舎へ職員が退避した後の10時2分に放送したことから、津波到達予想時刻とされていた10時から2分の遅れが生じたほか、その後も継続して行っていた防災行政無線の放送音声聞こえにくいなどの声を多く頂きました。

今後は、厚岸消防署の職員と連携し、警報発表後、直ちに避難指示周知を確実に行えるよう調整を図るとともに、訓練を通じて、緊急時における防災行政無線の放送技術向上に努めてまいります。

2点目は、避難場所における職員の対応に関する課題であります。

災害対策本部において、その時点で得ていた情報などから、直ちに市街地が浸水するほどの津波が到達する可能性は低いと判断したことから、10時30分頃から各避難場所に職員を配置しましたが、災害対策本部から配置した職員に対する指示不足等もあり、避難者への十分な対応や情報提供がなされていなかったとの声がありました。

避難者が必要な情報を得られず、先行きが見えない中で避難を継続することは困難であるため、今後、訓練等を通じて災害対策本部からの指示内容や、その伝達方法、職員自身の対応力の向上に努めてまいります。

3点目は、各避難場所等への避難方法であります。

当町では、車両避難による避難時の渋滞を防ぐため、徒歩避難が難しい要配慮者や、ご自宅等から指定緊急避難場所まで距離がある場合などを除き、これまでも原則、徒歩避難をお願いしてきたところですが、今回、7月と暖かい時期であったにもかかわらず、車両で避難する避難者が多く見られ、一部地域においては避難路に車両が列をつくり、一時的に避難に支障を来したとの報告を受けております。

車両避難を必要とする避難者も多く、車両避難の割合が増えることで、徒歩で避難することができない避難者の逃げ遅れにつながる可能性があるほか、実際に東日本大震災では車両避難者が多数犠牲になったことから、こうした理由を含め、改めて避難方法の

ルールの周知徹底に進めてまいります。

今回、町民の皆さんから既にご意見・ご要望等を頂いており、町民の皆さんにとっても、町全体として取り組むべき非常に関心の高い問題であると考えていることから、現在、行っているアンケート調査を含め、ご意見等の取りまとめが終わり次第、この結果についてホームページ等で公表することを予定しております。

町では東日本大震災以降、防災・減災対策や津波避難に対する様々な取組を進めてきましたが、備蓄品の充実や避難施設・避難路の整備など、今回、これまで行ってきたことを生かした部分もある一方、職員をはじめ、町民1人1人の災害に臨む姿勢にはそれぞれ温度差があり、まだ向上の余地があるものと感じております。

それは、これまで町の防災訓練や研修会、様々な広報媒体による防災啓発活動を効果的に行えていなかったことが要因の一つであると考えられますので、これらについても見直しを図ってまいります。

今回、幸いにして津波による被害は発生しなかったものの、反省すべき点は教訓として今後に生かしていく必要があります。また、今回は職員が各避難場所等で避難者の対応に当たりましたが、職員の安全確保の観点で人員を配置できない場合もあることから、大規模災害が発生した際に、やはり公助には限界があり、各地域のご協力なしでは対応し切れないことも改めて強く感じております。

特に、要配慮者の避難については、依然として大きな課題があります。今後、町が担う公助の役割において、各地域と防災研修会や懇談会などを通じ、改めて自助・共助の在り方について共に見直しを行い、地域一丸となって、これらの課題解決に取り組んでまいります。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 丁寧な答弁ありがとうございます。

その上でお聞きするわけですが、まず財政指標の問題です。

私だけが知らなかったのか、それとも、一般的にそうなのかは分からないのですが、厚岸町の実質公債費比率にしても、将来負担比率にしても、全道の平均、全国の平均と比べると決していい数字が出ていないということ、あまり私も詳しく知らなかったということがあって、改めてそうなのかなと思いました。

ただ、町長の答弁の中でもそれを言っているのだけれども、指標が全てではないですよ。一頃、褒められる赤字、批判される黒字という言い方がありました。これは非常に極端な言い方であって、ものの例えに過ぎないのですが、要するに、財政指標だとか、そういう数字で不健全なものは駄目ですけれども、あまりよくない数字が出ていても、充実した行政サービスができていくのであれば、ある意味、綱渡りだと言われても、やらなければならないことはあるかと思えます。

そういう意味で、今回のこの財政指標はもっと一般町民に分かるように、そして、その数字によって、例えば何%よくなったからいいというものではなく、この範囲内に置いておくことで厚岸町は行政サービスを充実させていけるということが分かるような周知、広報をしていただきたいと思いますので、その点、よろしくお願ひしたいわけで

す。いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

この指標について、毎年、決算状況は広報で、もしくはホームページで公表させていただいておりますが、先ほどご質問者からありましたとおり、分かりやすいと言いますか、町民の皆様にも分かるような説明を加えた上で、公表していきたいと思っております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 いろいろな町のホームページを見ていますと、その町によって随分説明の仕方に差があります。延々と数式を書いているような説明だと、結局、素人には分からないわけですよ。

そもそも何を狙った指標なのか、そこで表すものは何なのかという、非常に概略的な説明から入っているような分かりやすい例もいろいろありますので、そういうものを参考にして、誰でも分かるようなものとして使える指標を目指していただきたいと思っております。

次に参ります。ふるさと納税です。

ふるさと納税で、今、町長の答弁は、財源としての話に終始されておりました。確かにそうです。税外の財源ということで、非常に重要なものだと思います。

ちょっと周辺の町を見てみたのですが、厚岸町は実質収支額が約6億円ですよ。厚岸町に入れてくださったお金が全部厚岸町に残るわけではなく、いろいろな費用がかかっていますよね。今の国の基準で言って50%ですか。そうすると、手元に大体半分残る計算になると思います。実質収支額という形で一覧表が出ていますけれども、それで見ると約6億円ですよ。

非常に目立つのは白糠町で、ここは実質収支額が約100億です。非常に大きいです。だからと言って、今、厚岸町が何かやっても急に100億になるわけではありません。その町の事情、要因がありますので、単純に比べてどうのこうのと言う気はありません。

ただ、財源として重要であるならば、もう少し増やすにはどうしたらいいかということの努力もまた必要になってくるのかと、素人目には思うわけですが、そうなのかどうかを含めてお答え頂きたい。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） ふるさと納税のご質問で、もっと増やすべき何か策をというようにお話しと思いますが、現在におきましても定例的に返礼品を取り扱う事業者と連絡を密にいたしまして、例えば価格の見直しだとか、新たな返礼品の開発だとか、あとはいろいろな部分での寄附額が多いようなパターンへの物の組合せのつくり方だとか、こういうようなものを各事業者と連携を取りながら進めさせていただいております。

また、PRというような広報的な活動に合わせて、いろいろなところの団体で物産販売等の事業をやるときに、必ずそれだけではなく、ふるさと納税のPRも兼ねた形で、これは厚岸町外での事業になりますけれども、本州に行っても、札幌圏に行っても、そのPR活動も忘れずというような事業展開を行って、今以上にふるさと納税の寄附額を上げるような対応は、私どもも事業者と一緒に取っている状況であります。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 ほとんどの町と言ってもいいのですが、ふるさと納税は寄附してもらってお金と返礼品の、言わば物と金のつながりですよ。

ただ、一部、町によっては、ふるさと納税の制度を利用して町づくりの応援団をつくっているところもありますよね。人と人のつながりです。そういうものを制度化しているところもあります。

ある町ではサポーター制度とか、またある町では町外町民というのか、町外在住の特別町民というようなものをつくって、それでその町と金銭的なものだけではなく交流していく。そういうところから、またいろいろな形でその町に訪問してくれるとか、いろいろなものを生み出している。それが機縁となって、またいろいろなものが生み出されていくというようなことをやっているところもあります。

ですから、先ほど金銭だけで単純に比べられないと言ったのは、実はそういう含みもあります。こういうようなことを含めて、ふるさと納税の制度をうまく使っていくという検討はされていませんか。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 議員のおっしゃるように、ふるさと納税を一つの入り口として、もしくは、違うものを入り口にして、交流人口を増やしていきましょう、または、サポーターのような応援するような方々を増やしていきましょうという取組を、確かにやっている自治体もあろうかと思えます。

私どもも寄附者の推移を見ますと、複数回続けて寄附してくださっている方につきましては、実際、私どもの町にも訪れたことがあるとか、または、ふるさと納税以外でも、例えば漁業共同組合の直売店からネット経由で物を買って食べておいしかったというような、何らかのつながりを持っている方々であろうと分析しております。

いかにこのような方々を離さないで、そして、もっと町の政策を理解してもらいながら、町に対してふるさと納税であるとか、厚岸町に実際に来てもらってお金を落としていただけるような取組は、とても大切なことだと考えます。

行っている自治体は全国的に結構あると思いますので、それらの状況をつかみながら、これはふるさと納税の担当部局だけでは賄い切れない部分だと思いますので、町内の関係するところで協議を行いながら、検討させていただきたいなと思います。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 ふるさと納税取扱要項がありますね。その第3条を見ますと、そこに六つ、こういう関係の事業に使うということが書かれています。さらにもう一つ、その他云々とありますが、これはともかくとして。そうすると、寄附をする人からの、こういうものを使ってほしいという要望を直接に生かすことが、厚岸町のこの制度ではないということですね。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

ふるさと納税の使い道のことですが、寄附者の希望を、先ほどおっしゃられました項目に沿いまして、充当させていただいている状況です。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 すみません、耳が遠くなって、ちゃんと聞き取れなかったもので、もうちょっとゆっくり喋ってくれないですか。お願いします。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） 申し訳ございません。先ほどご質問者からありましたとおり、六つの項目がございますけれども、それぞれ寄附者から意向がありますので、それに沿った事業に充当させていただいております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 基金積立てをしてしまうわけですね。そして、基金から取り崩して、その時々々の事業に使っていくわけですね。そうすると、例えばお花見で厚岸町に行ったらとってもよかったから子野日公園の整備に使ってほしいという希望が来ていたとしても、そうはいかないわけですね。

ここにある類型の1から6まで、ちょっと7は置いておいて、どれに使われているかも分からないわけですね。希望に沿ったという言い方は、何を根拠にして言えるのですか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

全てがそのとおりに使ったかと言いますと、確かにそういうことではないかもしれませんが、その事業に関する使い道というのは、当初予算の説明資料にも上げさせていただいておりますが、例えば保健福祉の向上に関する事業ですとか、防災対策に関する事

業ですとか、そういったそれぞれの事業に対して寄附金の積立てをしたものを取り崩して、使用させていただいております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 やはり寄附した方に、一旦、プールして、その中から使っていくのだけれども、使うものに関しては、これらの類型で使われているというようなことについて、直接、あなたが幾ら寄附してくれたから、そのお金はあなたの希望どおりに使っているとは限りませんよということを、何らかの形で周知する必要があるのではないかと思うのですけれども、その辺りはどうなっているのですか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） ふるさと納税の寄附金の使い道に関しては、制度が始まって以来、基本的には寄附者に使い道をちゃんと示しなさいというルールできておりますので、厚岸町におきましても、私の記憶では3年くらい前まで直接的に全寄附者に対して寄附の使い道を冊子にして送付していた状況にあります。

ただし、ここ数年におきましては、他の自治体もそうですけれども、経費の削減という意味合いが強いかと思うのですが、ホームページ上でこれらの使い道を全て公表し、そして、厚岸町に寄附された方々に対する例えば返礼品の中に、厚岸町の寄附額の使い道はホームページで公開していますというような公表の仕方を変えていますけれども、基本的には制度が始まって以来、寄附がこれだけで、これだけの経費がかかって、これだけの事業に皆さんからもらった寄附額を幾ら使いましたという報告はさせていただいております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 せっかく厚岸と縁を持ってくれたわけですから、それをなるべく大事にしていくということから言うと、経費節減で送るのをやめました、ホームページに書いてありますから見てくださいというのは、全く逆の発想だと思います。

先ほど言ったように、物と金だけの付き合いではなく、人と人の付き合いを願うのであるならば、それなりのことを検討していく必要があると思いますが、その点、町長はどう考えていますか。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（三浦町長） お答えいたします。

このふるさと納税は、今や厚岸町の町税収入と同じ額の財源であります。厚岸町を応援したいという多くの方がふるさと納税ということで現れて、今、この財源を町民の暮らし、町の発展のために活用させていただいているところです。

その感謝の意を込めて、引き続きこれからも厚岸町を応援していただくリピーターを増やす、また、新たにそういう寄附者を求める中では、議員がおっしゃるような形も改めて私どもで検討しながら、さらなるふるさと納税の推進に努めていきたいと思っております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 時間もなくなってきたので前へ進みますが、人事に関してであります。

非常に立派なご答弁を頂きました。問題は何をやるかです。これが立派な作文で終わらないように、実効性のある人材育成をどうやってやればいいのかということについては、この後、また機会を改めて、具体的なお話を聞こうと思います。

ですから、今回は概略で結構ですが、今、こういうことに手をつけようと思っているのだというようなものがありましたら、それを端的にお答え頂きたい。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（三浦町長） お答えいたします。

まず、私の公約でもあります、町民の声を聞いて町政に入ると。そういった中では、職員も同じだと思っております。私も既に職員と話をさせてもらっております。私の公約に掲げた事業を推進する上で、私の考え、そして、本人の考えを聞きながら、今、私個人といたしまして、職員を町長室に呼びながら、私の考え、そして、本人の考えを聞いている最中です。

そういった中で、これからさらに広げていくには、課と私の考えをそれぞれ共有すべきということです。何の政策を進めるにも、職員がいなければできません。今回の防災もそうです。職員の認識、そして、私の考えも持って職員が行動する。一緒の考えを持ちながら進めるということで、私と職員の対話を進めていきたいと考えております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 分かりました。

それでは、最後の防災について入ります。

東日本大震災は2011年3月11日、15年前の話です。あのときにいろいろ出て、その後、議会でもいろいろな議論があった。ここが問題だよという話が、今回、またほとんど同じ形で出てきていますよね。

例えば自動車がつながって動けなくなった。自動車で避難するのは非常に危険であることを目の当たりにしたという話を、あのときにも随分聞かされました。けれども、今回、同じことになっている。

今回、いろいろ総括をなさって、その途中であるがということで、議員協議会でも一覧を見せてくださいました。その後、町民との懇談会でも、またいろいろな問題の指摘を受けたと思っておりますが、それでこのところが課題ですということで、今回もその重要

なものというのをおっしゃっているのですが、どうも私の印象は、大変失礼ですけれども、現象面の課題にすぎないのではないかという記載が多過ぎるのですね。

ちょっと私が気になった現象を申し上げますと、対策本部を消防庁舎に移したと。それに時間がかかった。みんなが集まって初めて動き出したものだから、それまでの間に時間がかかったという話です。だけれども、私が思うには、後知恵ですけれども、役場職員全員がそちらに移らないと本部が機能しないこと自体に問題があるのではないかと。

ちょっと話が古くなりますが、宇宙戦艦ヤマトという漫画がありました。そこで敵が来襲してくる。非常事態の最たるものです。そのときに、そこでは総員配置につけという命令が一言出るだけです。そうすると、全員がそれぞれの配置について、敵襲に対応するわけです。そのときになって、Aさんはちょっとそちらに行ってください、Bさんはそのところ頼みますとはやっていません。やっていたら間に合いませんから。そういうものがあつたのかということです。

それから、ここでも町長がおっしゃっていたけれども、広報に問題があつた、防災無線がよく聞こえなかった、そういうことを言うのですが、緊急時に普段と同じセンテンスを流しても、伝わらないのは当然ですよ。その辺りの研究、訓練があつたのかということです。

それから、機械の故障という非常に不幸なこともあつたと聞いていますが、いざ大地震が来たとき、普段と同じように機械が100%動くと考えるほうがどうかしているのではないか。だから、これができなかつたときはこれ、それもできなかつたときはこれというような考えをきちんと持って、東日本大震災からの15年の間、そういう訓練をやっていたのかという話です。

個々の問題一つ一つ言っていったら、随分ありますので、言いませんけれども、そういう現象が起きた理由は何なのかということが一番の問題であつて、そこを解消しない限り、今回、Aという現象の穴は塞いだけれども、次はBという現象が起きるだけになつてしまつては困るわけです。その点のお考えをもう一度お聞きしたい。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 今、ご質問者がおっしゃられました、職員の訓練は足りていたかということにつきまして、毎年度、避難訓練という形で行つてはきております。

例にあつた総員配置につけという部分は、今回で言うと、3メートルまでの津波が予想される中で、役場職員が消防に本部を移すという部分では、まず職員の命を守ることと、その後の災害対応を行うという意味で、適切な行動であつたと思つております。

ただ、職員の細かい訓練ができていたのか、それぞれの役割を果たせたのかという部分につきましては、本部を設ける訓練等は行つておりましたが、それぞれの動きに関する訓練は不足していた部分もございますので、この辺については、今後、しっかりとやつていかなければならない課題だと考えております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 今、ここであまりやる気はないので、今後に期待するわけですが、この場合は都市防災というのか、ちょっと分かりませんが、そういう専門家を入れて、きちんとした問題の洗い出しと、それに対応するにはどうしたらいいのかという、専門知識のある人を入れて、参考にしてつくっていくということは、非常に大事だと思います。

今、一つ一つをあげつらうようなことは言いませんけれども、今回の場合、いろいろ出てきた課題の根は一つのような気がしてしょうがないのですよ。その辺りをもっと深く分析して、対処していただきたいと思います。

それと、いろいろな話がありますが、時間もないので、はしよりますけれども、もちろん、町でもつかんでいるでしょうから、それらを分析していただきたい。そして、実効性のある対策を立てていただきたい。そのように思いますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 今、ご質問者がおっしゃられました専門性の持った方を迎えて考えてはどうかということも、一つ一つ、町民、議員の皆様、職員からご意見を頂いたものと合わせて、これから考えていく手段の一つだと思います。

その上で職員1人1人、それから、公助の役割として町民に対する意識づけ、共助に対する協力をお願い、多々ありますけれども、この後、そういったことを進めていかなければならないと。でなければ、1人でも多くの命を守るための行動が取れないと考えています。

それと、実効性のあるという部分では、まさにそれらを行っていった上で、その状況に対応できる実効性のあるものをつくり上げていく必要がある。今、細かいことは申し上げられませんが、人の命を守るため、町民の命を守るために、常に動ける職員の体制、それから、先ほど申し上げました共助・自助の部分についても、仕組みづくりをしっかりとやっていくべきだと考えております。

●議長（大野議員） 以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

昼食のため、休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

次に、7番、南谷議員の一般質問を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 7月23日開催の臨時会において、三浦町長は就任挨拶の中で、重点施策5点を掲げ、意欲的に町政執行に取り組む発言をされました。改めまして、新町長にエールを送らせていただきます。

町長は、多くの課題に積極的な取組をされますが、そのうち政策3点についてお尋ねいたします。

初めに、漁業振興策について質問いたします。

昆布漁業は、令和6年度着業者数が235名、釣数は407釣りで、生産額は6億9,400万円でした。かつての着業者数より大幅減となり、後継者対策は町の未来を左右する重要課題であります。

私は、後継者対策の一環として、後継者やその配偶者の皆さんに、町と漁協が助成し、他の生産地や消費地へ出向き、昆布の生産状況や消流状況の視察研修を実施し、見聞を広め、厚岸産昆布のよさに自信を持ち、昆布の生産活動に意欲を持っていただくべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、もっと厚岸産昆布の良さを全国にPRし、生産者の誇りを高めていただければいかがでしょうか。

2点目です。

町内在住の外国人は、7月末で男性84人、女性157人、合計241人で、その多くは水産加工場と酪農業の支えとなる重要な労働力であります。彼らは厚岸町で懸命に働いており、本町にとって大切な人材であります。

町として、外国人労働者の皆さんのために一歩踏み出すべきと考えます。例えば彼らが一堂に集まり、楽しんでいただけるイベントなどを企画してはいかがでしょうか。

3点目です。特別養護老人ホームの移転改築について質問いたします。

町長は、就任挨拶で特別養護老人ホームの移転改築の検討と質の高い施設整備を進めると発言されました。移転改築の検討とは、現状、町長はどのように取り組まれるのか、お尋ねいたします。町長の取組の考え方、事業概要、事業費、建設スケジュールについて、具体的に説明をしてください。

2項目目です。町道港町横1の通りの整備について質問いたします。

直売店前からセブンイレブンまでの道道と、町道港町2条通りの中央の通りです。この道路は幅員が3.5メートルと狭く、道路の傷みがひどく、側溝は波を打ち、蓋は一部破損しており、冬にトラックのタイヤが側溝にはまって積んでいる資材が落下し、難儀しております。町の対応はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

3項目目です。町内小中学校の猛暑対策について質問いたします。

8月25日、町内一斉に夏休みを終え、始業式を行いました。今年の猛暑は特別であります。小中学校の対策は喫緊の課題であります。特に太田地区は格別です。現状はどのような状況にあるのか、お尋ねいたします。

また、早期対策を講ずるべきですが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（三浦町長） 7番、南谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目の町長の政策方針3点についてのうち、（1）の漁業の振興策について、昆布漁業における後継者対策と厚岸産昆布のPR活動についてであります。町内の漁業者のうち、昆布漁業は最も着業者が多く、その持続的な発展は漁業の振興に欠かせないものと考えております。

厚岸漁業協同組合では、新型コロナウイルス感染症の流行などにより中止していた昆布漁業者を含めた漁業者の道外視察研修を、今後、再開する予定のほか、釧路管内の五つの漁協と四つの市町で組織する釧路昆布普及協議会では、昆布の大消費地である関西都市部や札幌市近郊において、昆布取扱商社への訪問や対面販売を含めた視察研修を毎年行っており、各漁協女性部や漁協職員などが参加され、生産活動への意欲向上が図られております。

そのほか、釧路昆布普及協議会では管内の学校給食へ昆布の佃煮などを無償提供するなど、地産地消の取組についても積極的に行っており、消費拡大に向けたPR活動を行っているところであります。

町としては、厚岸漁業協同組合が行っている昆布漁場改良事業、水産多面的機能発揮対策事業への支援や、漁業近代化資金に係る利子等の補給を引き続き行うとともに、地元独自の視察研修やPR活動についても、厚岸漁業協同組合と連携し、取り進めてまいります。

次に、（2）の町内で働く外国人労働者のためにイベントを企画してはどうかについてであります。

令和7年9月1日現在、町には14か国、260人の在留外国人が住民登録しており、そのほとんどが外国人技能実習制度の在留資格で入国している方々で、水産加工業や酪農業を中心に受け入れている状況であります。

日常生活においては、受け入れている事業者による食事会やスポーツイベント等を独自に開催しているほか、町内で開催されるイベントの参加を促すことにより、桜・牡蠣まつりや夏まつりなど、様々なイベントで見かけることが多くなりました。

町としては、受入先の事業者とも連携を図り、まずは町内で開催されるイベントに参加してもらうことが優先と考えております。また、このほか、外国人労働者のために、それらの方々が一堂に会するイベントの開催は、異なる文化・言語の関係から非常に難しいものと捉えておりますが、厚岸町商工会において、各産業団体と連携した中で、外国人労働者向けのイベントを検討しているとのこともあり、町としても協力する考えでおります。

次に、（3）の特別養護老人ホームの移転改築についてであります。

特別養護老人ホームは、昭和56年に建築した多床室棟の老朽化、現施設が津波浸水区域に位置していることを踏まえ、災害対策の向上と安定的な施設運営を行う必要があるため、施設の移転改築に向けて検討を進め、令和6年度には地域に必要な施設の在り方について、その方向性を検討する基本構想を策定しました。

基本構想から整備を進める施設には、老人福祉施設としての機能に加え、災害時に要支援者も地域住民も安全を確保できる機能や、多様な主体との交流・地域活動の活性化

につながる場など、平常時と災害時を両立して活用できるような質の高い施設整備を目指すことにしています。

具体的に施設を整備するに当たっては、施設規模の検討や建設場所の選定が必要ですが、現在の短期入所施設88床、デイサービス1日定員35人の施設規模に交流スペースを加えると、検討当初の事業費算出ではおおむね47億円規模としており、防衛省のまちづくり支援事業を活用した建設スケジュールでは、基本計画、基本設計、実施設計を経て、最短で令和12年度に工事着工し、工事に2年を要する計画としています。

町としては、必要な施設整備であるため、今後、施設の整備場所を選定し、高齢者人口の減少に応じた施設規模の検討、施設サービスを安定的に提供するための人材確保などの検討を進め、町の将来を見据えた施設整備を進める必要があると考えております。

続いて、2点目の町道港町横1の通りの整備について、道路の傷みがひどく、側溝は波を打ち、蓋は一部破損しております。冬にトラックのタイヤが側溝にはまり、資材が落下しました。その町の対応についてであります。

道路の維持管理については、日常的な道路パトロールのほか、町民等から道路補修の要望があった場合は、現地を確認した上で、補修等の維持・管理に努めているところであります。

ご質問にある町道港町横1の通りの道路損傷による被害の報告は受けておりませんが、現地を確認したところ、蓋の一部が破損していたことを確認したため、早急に補修を行い、適切な維持管理に努めるとともに、今後の対策について検討してまいります。

私からは以上であります。3点目のご質問については、教育長から答弁があります。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、3点目の町内小中学校の猛暑対策についてお答えいたします。

町内小中学校の猛暑対策の現状と対策についてであります。猛暑対策の現状は、厚岸町教育委員会が令和5年8月に策定した厚岸町立小中学校における熱中症対策ガイドラインに基づき、暑さ指数が高くなるときには休み時間に水分補給を指示しているほか、グラウンドや郊外での活動を制限するなど、暑さ指数に応じた学校生活・教育活動における熱中症予防策を講じています。

熱中症警戒アラートが発表された7月23日、24日は、各学校においてカーテンでの遮光や大型扇風機、サーキュレーターを使用しながら授業を行ったところであります。また、太田中学校においては、通常使用している教室より室温が低い日陰となる教室を使用するなど、各学校において異なりますが、対策を講じながら授業を実施しております。

昨今の夏は高温となる日が多く、令和5年度に町内小中学校への冷房設備の設置を検討し、令和6年6月に各学校へ一時的に涼む場所1室を設けることを目的に、スポットクーラーを設置したところであります。今年の夏は特に高温となる日が続く、猛暑対策としては十分と言えない状況であったことから、現在、教室への設置方法や段階的な設置、財源などについて再検討しているところでありますので、ご理解願います。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 再質問をいたします。まず、昆布漁業の振興策です。

資料要求をしております、昆布漁業に関する資料を見てください。

かつて平成17年は着業者数が534人。これだけの人数がおりました。534人ということは1組合員ですから、実際に沖に出るのは1人から2人ですから、700人くらいの人数が沖に出ていた。令和6年は235名の組合員が申請していますけれども、当時から比べると1人乗りが増えました。かつては多くの船が2人乗りでした。今は高齢の方が1人で行っているケースもあります。実際に沖に行っている人数は、もっとこの数字よりも大きな差が出ます。こういう状況にあります。

ですから、私は後継者、若い人、若い奥さんたちが、昆布漁業に魅力を感じていただけるような施策が必要ではないのかなど。答弁にもありました、厚岸町は管内の中でもいろいろと昆布漁業に優遇してきておりますし、助成してきていることは、私自身、一番よく理解していると思っておりますけれども、まず特効薬として、これから組合員でなくても、若い世代の人たちが昆布漁業に魅力を持っていただきたい。

また、その奥さんや若い女性、どうしても研修とかになると、婦人部の偉い人とか、組合員で役職の人が視察に行きます。そうではなく、もっと若い、これから親父の跡を継ごうという人、それから、いずれ奥さんで一家を支えていくような人が視察研修に出ることで、行った人同士での仲間意識とか、そういう機会ができれば……。

昆布漁業に魅力を感じていただける機会づくり、そういう意味で、まずは町が助成をして、組合員の皆さんの考え方もあると思っておりますけれど、特効薬になるかどうかは分かりませんが、しっかりとこれらの問題について、いろいろ施策として投資はあると思っておりますが、まずは漁業後継者、人づくりだと思っておりますので、そういう人たちに手を差し伸べる行政であってほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

視察研修につきましては、これまでも厚岸漁協、それから、釧路昆布普及協議会において行われてきているところです。

ただいま議員がおっしゃっております、後継者やその奥様たちという若い方向けにスポットを当てた視察研修は、新たな試みではございますけれども、他の地域、先進地域もあると思っておりますので、そちらの情報も収集し、研究させていただきながら、厚岸漁業協同組合と協議をしていきまして、がっちりスクラムを組んで、今後、取り進めていきたいと思っておりますので、ご理解頂きたく、よろしく願いいたします。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 もう1点、昆布漁業ですけれども、厚岸産昆布の良さを全国にPR活動をし

ていただきたい。この厚岸産昆布は、佃煮や刻み昆布、昆布巻として用いられているのですけれども、日高、羅臼、いろいろと全国で名をはせておりますが、この各地の昆布に負けないだけ、厚岸の昆布は量産されております。

加工用が主体なものですから、メーカーの名前や製品の名前は出てくるのですが、厚岸産昆布、釧路管内の同等の昆布として扱われるのですけれども、厚岸町と言ったら牡蠣です。厚岸産の牡蠣は有名です。各地を歩いても、厚岸で昆布ですよねと言う人はいません。けれども、厚岸の漁業者で昆布に携わっている人は多いわけですよ。

そういう意味では、ネームバリュー、働いている人にもっと誇りを持ってもらえるように、町のいろいろな機会に、厚岸はこれだけ昆布が取れていますよと。どうしても加工用ですから、メーカーの名前とか製品の名前で売られるので、厚岸の名前は出てきません。これから厚岸町として、厚岸産昆布の名前を、ブランドを、前向きに全国に出して行ってほしい。いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

厚岸産昆布のPRにつきまして、お答えいたします。

こちらについては、厚岸産という形で全国での認知を深めるという意味の部分がござります。こういった場面において、それから、こういったやり方がいいのかを十分に研究させていただきまして、厚岸漁協、そのほか関係機関と、今後、どういうふうなやり方がいいのか、どうやったら厚岸産の昆布が全国の皆様に知ってもらえるかという部分に取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解頂きたいと思っております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 2点目です。外国人労働者の皆さんに対する町の対応についてです。

根室市は、道内6年目になる外国人と共生を目指す多文化共生推進プランの作成に取り組んでいる最中です。厚岸町も外国人との共生に一步踏み出すべきと私は考えます。厚岸町として、どういう取組をしているのか、僕には見えません。確かに港まつりの盆踊りには何人か参加されています。目に見えるのは、これくらいです。

町として、外国人の皆さんとの共生について一步踏み出すべきと考えますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） ただいまのご質問は、外国人全般というような質問ですけれども、私で所管しているのが労働者の部分ですので、そちらで答弁させていただきます。

実際のところ、外国人技能実習生に対して、町で何かしているのかということであれば、特段、何もしていません。ただし、この4月から、多分、入管法の改正だと思うの

ですけれども、技能実習生が町で働く場合について、その雇い入れ先は、私どもから何らかの要請があった場合は対応しますよというような届出を全て出させてもらっております。

ですので、今後、様々なことをやるに当っては、外国人直接ではないのですけれども、受入先に対し、いろいろなことをお願いするということができるようになるかなと思っております。

また、イベントの関係で、さきに町長からもお話がありましたけれども、商工会を中心に、既にもう動いているという情報もつかんでおります。この中で、町も一緒になってイベント開催に向けて協力をしていきたいというところであります。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 今、答弁があったのですけれども、厚岸町として、外国人との共生についてどう対処していくかという部分については、必要な時期に来ていると思います。外国人労働者の皆さんが、町で多く見られる時代になりました。厚岸町として、今後、これらの問題について検討していくということではなければまずいと思うのですが、いかがですか。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（三浦町長） 私からお答えいたします。

1回目に答弁した中で、262名の外国人の方が厚岸町にいるということです。この人数の中には、産業で活躍されている方も多数います。この外国人につきましては、異なる文化、また、言語の問題もあると思います。ただ、厚岸町にせっかく来ていただいたのだから、愛着を持ってもらうということも大事だと思っています。

今後、厚岸町には、労働者も含めて外国人がまだまだ多くなるという想定もあります。先ほど議員からもありましたように、これから厚岸町が外国人とどうやって向き合っていくかということは、それぞれの加工場だとか、酪農業とか、外国人を使っている方についてもお話を聞きながら、どういった形で町が向き合えるか、ちょっと勉強させていただければと思いますので、ご理解頂きたいと思います。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 厚岸町として何ができるのか、前向きに取り組んでいただきたいと思えます。この部分について、今までは触れていなかったと思います。そういう部分で、一遍にすぐこれをやりますということではできないと思います。けれども、だんだん外国人の方が多くなってきて、その働いていただいている人たちに対する町としての対応を一つ方向づけていかなければならないように思います。

その上で、一生懸命働いているのですけれども、楽しむ場所がない。そういう意味では、今、商工会が中心になって検討していると。ぜひ年度内にでも、皆さんが楽しめる

ような、まずはそこが入り口だと思うのですよ。

それぞれの事業所によって参画できるところ、できないところがあるかもしれませんが、全員というふうにはならないと思いますが、協力できる、参加できる人が楽しめるような時間をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 私どもが聞いている中では、できればクリスマスの時期くらいに、一堂に会するイベントを考えているようであります。

ただし、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、どうしても言語の問題が大変大きいであろうと。すなわち、役場にも、商工会にも、言葉をしゃべれる方々が誰一人いないとなりますと、勤めている事業所で通訳に当たってもらっている方の協力だとか、人数が多くなればなるほど、もしかすると通訳の方々を複数人用意しなければならないだとか、いろいろな問題があるかと思えます。

また、文化の違いということで、特に例えば食べる物も、とある国では食べてはいけない物などもいろいろと気を遣いながらのイベント開催をやっていかなければならないと思っております。

この辺につきましては、もちろん、商工会も理解していることだと思いますので、協議、協力しながら、実施に向けて前向きに検討していきたいところであります。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 3点目です。特別養護老人ホームの移転改築について再質問いたします。

令和6年、厚岸町に必要な施設の在り方について、その方向性を検討する基本構想を策定いたしました。答弁にもありました。施設は老人福祉施設としての機能に加え、災害時に要支援者も地域住民も安全を確保できる機能、そして、多様な主体との交流・地域活動の活性化につながる場、平常時と災害時を両立して活用できる施設を目指すという答弁でした。

いろいろ調査をしてきて、こういう機能に基づき、新たにこれに向かっていくという答弁でありましたけれども、改めて新町長にお伺いいたします。

この構想に着手したのは前町長ですから、新町長に代わり、47億円をかけて、この基本構想に沿った移転改築に取り組まれるのかどうか、改めてお伺いをさせていただきます。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（三浦町長） お答えいたします。

この特別養護老人ホームの移転改築につきましては、私も職員時代から携わっておりました。この移転改築に踏み切ったところには、やはり財源の問題がありました。当時、防衛省のまちづくり支援事業交付金の活用に向けてということで、そのときは大体

30億円くらいの想定で進んでおりましたが、今の試算で行きますと47億円、もしくは、物価高で、さらに60億円、70億円になるのではないかという想定です。

ただ、今の特別養護老人ホームを見ますと、昭和56年から相当な年数がたっておりまして、津波浸水区域にある場所だということで、この移転建設につきましては、やはり進めなければならないと。

ただ、この事業費の財源をどうやって捻出するか。この防衛省につきましては、30億円がマックスという話もされております。それから行きますと、75%ということで、残りの25%は町の持ち出しになります。

30億円が上限だとして、47億円、もしくは、50億円、70億円まで行くというような数字になれば、午前中の2番議員のご質問にもあったように、今の将来負担比率や町の財政から行くと、相当厳しいところだと思っています。

まだ場所も選定しておりません。当時は宮園の旧真龍中学校がありました裏山を想定し、試算したもので、このまちづくり交付金ということで、防衛省から交付決定されたものであります。ただ、その場所に選定いたしますと、造成の費用もかかります。

そういった中で、もう一度、場所の選定もしながら、今、おおむね47億円という試算をしておりますが、その規模をさらに縮小できないか。今後、高齢者の人口が減っていく想定もございます。また、人材確保も難しくなるとなれば、今の規模をそのまま維持できるかということも考えていかなければならないかなと思っています。

また、町立厚岸病院に入っております介護老健施設にも介護員が必要であります。この老健施設も含めて、特別養護老人ホームの建設はどういった規模で、どういった機能が必要かということも、もう少し私たちも勉強させていただきたいと思っています。

今、全国では特別養護老人ホームに変異が起きている場所もあります。人手不足、物価高騰による、いろいろな問題があって、施設を維持できないというような事例が全国でもあります。それらを見ながら、厚岸町の特別養護老人ホームはどういった規模でできるか、また、その場所はどこが適正かも含めながら、特別養護老人ホームの移転改築を進めさせていただければと思っています。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 2点お尋ねいたします。今の説明でおおむね理解はしたのですが、改めて質問させていただきます。

47億円の事業費として想定して、実質、町の負担は幾らくらいになりますか。まだ大きくなるかもしれないですが、まずは47億円と想定し、町の負担が幾らになるのか。それから、現時点でその返済は可能なのでしょうか。

それから、現状、88床とデイサービスの部分を合わせ、今後、現有施設を検討される、財源の問題もあるかもしれないのですが、そういうふうには受け止めましたが、実際はどうなのでしょう。

今の説明を聞くと、現時点で見通しはあやふやですね。小さくなるのか、大きくなるのか、この辺についての考え方が、財源のこともあるでしょうけれども、全く見えません。今後、町としてどう向かっていくのか、この辺について、現時点で判断される部

分を分かる範囲で説明をしてください。

●南谷議員 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 説明させていただきます。

当初47億円規模ということで、この47億円とした場合、実質、町の負担が幾らくらいになるのかというご質問につきまして、防衛のまちづくり支援事業費は30億円を上限として75%の充当ができるというもので、これで行きますと、22億円ほどの補助金を活用できるもの、それから、間接補助ですが、施設整備に係る部分につきましては、1床300万円ほどの補助金がつくというところで、88床ほどで行きますと2億円から3億円近い補助金が活用できるということ踏まえ、それ以外の財源、一般財源、それから、起債を必要とする部分について、20億円ほどが町の負担になるのかなと考えております。

これにつきましては、現在ということで、さらに有効な財源等を探していくことも考える必要があり、財源だけで考えると、そういったことが現在では想定されている状況です。

また、88床の現在の施設規模を人口減少等に応じて検討する部分につきましては、現在、厚岸の人口が減少傾向となっております。高齢者におきましても、令和3年以降、65歳以上の人口が減少に転じております。特別養護老人ホームには、要介護度3以降の方が入所されるということで、後期高齢者、75歳以上の人口は、もう数年、幾分は伸びる可能性があります、5年から7年後には、この部分についても減少していくことが見込まれております。

そうしますと、例えば令和12年以降に工事を着工し、供用開始をした以降につきましては、現在の施設規模では人口に対してちょっと余裕ができてしまうのかなということ、今、考えております。高齢者の人口等に合わせていくという状況であれば、その後10年、20年、30年使用する施設となりますので、ここから5人、10人、15人という数字を圧縮していけるのかなと見込んでいるところです。

ただ、これにつきまして、もう一つの要素としては、介護人材の確保であります。現在、いろいろな施設の中で、介護員、看護師が確保できず、例えば50床、100床の定員がある施設にもかかわらず、実際にはその定員に満たない人数で運営しないといけないという状況もあります。また、外国人人材を活用した中で、釧路市内においても導入して活用しているところもありますが、この動向もちょっと見なければいけない。

その上で、10年後、20年後、厚岸町の人口が減る中で、介護人材を確保できるかという要素もありますので、これも含めて施設規模としては減少が見込めるというふうには踏んでいる状況であります。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 2項目目に参ります。

町道港町横1の通りの整備について再質問いたします。

答弁では、早急に補修を実施される、そして、今後の対応策について検討されるとい

う話でした。そのことは理解をしたのですが、今後の対応策についてです。

この場所は道路幅が非常に狭いのですが、両側に住宅や倉庫が建っていて、冬場から春まで、非常に長い間、日陰となり、路面が凍った状態が長く続きます。1車線しかないような道路ですけれども、雪を投げる場所がなく、つるつるになるのですよ。ですから、道路が歪んでいて、上に蓋が乗っかっているような側溝では、滑ってタイヤごと側溝に落ちてしまうのですよね。

この辺についてももしっかり検討して、財源の問題もあるでしょうから、すぐとは言いませんけれど、ぜひ改修に向けて頑張ってくださいと思います、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

この道路につきましては、自分も現地を確認したところです。延長が約100メートル、車道部分が3メートル、路肩が50センチという構造になっています。この道路につきましては、わだち掘れがひどく、また、ひび割れ、舗装の剥がれなどが生じているところでして、建設課としましては、通常の維持補修では限界があるというふうに認識しているところです。

今後につきましては、舗装を剥がして新たに舗装し直し、側溝の部分も新たに設置し直すということで、現在、検討しているところですので、ご理解頂きたいと思います。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 3項目目、町内小中学校の猛暑対策で再質問いたします。

学校での猛暑対策は喫緊の課題であります。早急な対応が求められております。ぜひ早期対策を講じていただきたい。今年度中に検討され、どのような対応をされるのでしょうか。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

学校への冷房設備でありますけれども、昨年度、各学校に一時的に涼む部屋を設けるということで、スポットエアコンを入れさせていただきました。そのスポットエアコンについて、学校への聞き取りも行ったのですが、やはりスポットなので、その場所しか冷えないというのがあります。あと、私どももなるべく音が静かな物ということで、静音性の物を入れさせていただきましたが、学校ではちょっと騒音が気になるということも言われております。

したがって、スポットエアコンは非常に効果があるのですけれども、そういったデメリットもございますし、あと、水が出るのですよね。1日運転すると、湿度にもよりますが、大体18リットル出ます。その交換ですとか、そういった手間もあります。

それで、通常のルームエアコンと言うのでしょうか、家についているようなエアコンについても、今、検討しているところです。

ただ、どのくらい金額がかかるかというのも、まだはじけていないところでもありまして、あと、消費電力の問題もございます。通常のエアコンは200ボルトになりますので、ルームエアコンみたいな物を入れて、今のキュービクルに耐えられるかというのがありますので、そこら辺も見極めながら、今後、機種を選定ですよね。もしかすると、スポットエアコンになるかもしれません。ただ、先ほど言ったデメリットもありますので、そこら辺は十分に見極めながらやっていきたいと思います。

今、金額が出ていない状況でありますので、いつから、どの学校から、どの学年から、どの部屋にというスケジュール的なものもまだ出ておりません。今、質問にあったとおり、昨今の状況、特に太田につきましては、市街地とは暑さが違うということも認識しています。

明確な答弁ができなくて大変申し訳ないのですがけれども、早期に何とか冷房設備を入れていければなというところになりますので、ご理解頂きたいと思います。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 今の2回目の答弁では汲み取れません。何を検討するのか分からない。僕はあまり再質問をしたくないのですよ。1発目で返ってきたらしません。検討しますということは、検討して何もやりませんも検討ですよ。はっきりしてほしいのです。

学校というのは施設が大きいです。ですから、それを全部すると言っても、これは財源的な問題もあろうかと思えます。いつまで検討するのか。検討した結果は駄目かもしれません。これでは、納得できませんよ。

せっかく書いてくれるのだから、前置きはなくてもいいから、こういうふうにしてこういう検討していますと言うなら分かるけれども、これでは全然見えません。

今の説明ですと、少なくとも年内は無理なのか。例え太田であれば、1室でもいいから……。もうあと1か月したら涼しくなりますよ。10月か11月につけても意味がありません。10月に間に合うのか、9月中に間に合うのか。太田は大きいスペースではありません。だけれども、将来を考えたら、今年は我慢してくださいと。この辺もあると思います。

しかし、いろいろ検討しているけれども、答えが出ない。昨日、この質問書を出したわけではないのですよ、半月たっていますよ。しっかり受け止めて答弁してください。いかがですか。

●議長（大野議員） 教委管理課。

●教委管理課長（諸井課長） 教育長の答弁で、はっきりした答えが書かれていないということで、大変申し訳ございません。

今年度につけられるかどうかという問題もありますけれども、工事期間ですとか、設置期間、ルームエアコンであれば日数がかかることもございますので、なかなか今年度

は厳しいのかなという見解ではあります。

ただ、もし来年度つけられるのであれば早々に。もしつけられるのであれば、どの部分になるかは分かりませんが、一部なのかもしれませんが、つけられるような状況になるのであれば、早々に対応していければと思っております。

●議長（大野議員） 以上で、7番、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、8番、石澤議員の一般質問を行います。

8番、石澤議員。

●石澤議員 さきに提出した通告書に従って質問します。

最初は、釧路管内8市町村防災基本協定の進行状況と、さきの津波警報避難の教訓と今後の課題について質問します。

1として、超巨大地震による津波等による被害の減災対策に併せて、津波の及ばない内陸の自治体に、8市町村の総合防災センターの設置など、早期に具体的な対策を求めたいと思いますが、どうですか。また、北海道との協議はどうなっていますか。

さきの津波警報発表時の避難指示について、町民懇談会の意見聴取で得た教訓と、それに基づく反省点を、今後の災害対策にどう生かしていく考えか、お知らせください。

次に、熱中症対策についてです。

気候変動による高温が続き、厚岸町でも暑さによるリスクが高まっています。熱中症対策で町独自の支援を考えられないですか。

アとして、学校、保育所、町立病院、心和園などへのエアコンの設置状況と、今後の見通しはどうですか。

イとして、低所得世帯へのエアコンの設置費用の補助制度をつくるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、資格取得支援についてです。

町営牧場で働く作業技術員に対して、大型特殊や牽引免許など、資格取得費用などの補助制度をつくるべきと考えますが、いかがでしょうか。

1回目の質問を終わります。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（三浦町長） 8番、石澤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の釧路管内8市町村防災基本協定の進行状況、さきの津波警報避難の教訓と今後の課題についてのうち、(1)の超巨大地震による津波等による被害の減災対策に併せて、津波の及ばない内陸の自治体に8市町村の総合防災センターの設置など、早期に具体的な対策を進めるべきと思うがどうか、また、北海道との協議はどうなっているのかについてであります。

釧路管内8市町村防災基本協定に基づく後方支援に関連する取組については、釧路管内自治体の防災担当者による情報交換会のほか、北海道の防災担当者を交えた会議等において、定期的に議題となっており、その中で、大規模災害発生後に被災者が膨大な人

数になることを鑑みると、近隣自治体への避難先の確保については、競合を生む可能性があることから、広域事務を担う北海道が主体となる必要があること、道東地域が被災した際には広域的な支援体制が必要であり、そのためには広域物資輸送拠点などの整備が必要であることなどの意見があり、釧路管内8市町村においてはおおむね同様の問題意識を持ち、こうした課題の共有が図られているところであります。

このほか、釧路開発建設部を中心に釧路・根室管内の関係機関で組織する、釧路根地方道路防災連絡協議会が策定した釧路・根室地域道路啓開計画において、計画で定めた各拠点等から、釧路・根室管内の各市町村への救命救助活動・緊急物資支援のためのルート確保など、他の地域からの後方支援を迅速に受けるために必要な事項が整理されております。

後方支援は、内陸側自治体のご理解・ご協力が不可欠であるとともに、道東地域のみならず、北海道全体で取り組むべき課題として、まずは支援の必要性への意識醸成が必要と考えております。

現状では、具体的な対策の検討には至っておりませんが、今後も機会を捉えて、取組の促進に向けた働きかけをしてまいりたいと考えております。

次に、(2)のさきの津波警報発表時の避難指示について、町民懇談会の意見聴取で得た教訓と、それに基づく反省点を今後の災害対策にどう生かしていく考えかについてであります。

本年7月30日に発生したカムチャツカ半島周辺の地震に伴う津波警報発表時の避難指示に関する一連の対応につきましては、発生して以来、これまでの間、様々な場や機会において、広く当日の状況の聞き取りやご意見等を伺ってきており、町といたしましても、今回の課題を詳細に把握し、対策を講じる必要があるものと考えております。

その中で、8月19日及び20日に町民を対象とした防災懇談会を開催し、直接ご意見等を伺ったところであります。懇談会の中で頂いたご意見等については、多岐にわたるため、訓練や検証を重ね、これから対応を検討していかなければならない内容もありますが、主な内容を3点挙げさせていただきます。

1点目は、防災行政無線等による避難指示等の情報周知に関する課題であります。

津波注意報から津波警報への引上げ後、すぐに防災行政無線により避難指示を周知しなければなりませんでしたが、代替庁舎となる消防庁舎へ職員が退避した後に放送したことから、津波到達予想時刻とされていた10時から2分の遅れが生じたほか、その後も継続して行っていた防災行政無線の放送音声がかえりにくいなどの声を多く頂きました。

今後は、厚岸消防署の職員と連携し、警報発表後、直ちに避難指示周知を確実に実行できるよう調整を図るとともに、訓練を通じて、緊急時における防災行政無線の放送技術向上に努めてまいります。

2点目は、避難場所における職員の対応に関する課題であります。

災害対策本部において、10時30分頃から各避難場所に職員を配置しましたが、災害対策本部から配置した職員に対する指示不足等もあり、避難者への十分な対応や情報提供がなされていなかったとの声がありました。今後、訓練等を通じて災害対策本部からの指示内容やその伝達方法、職員自身の対応力の向上に努めてまいります。

3点目は、各避難場所等への避難方法であります。

当町では、車両避難による避難時の渋滞を防ぐため、徒歩避難が難しい要配慮者や、ご自宅等から指定緊急避難場所まで距離がある場合など除き、これまでも原則、徒歩避難をお願いしてきたところですが、一部地域においては避難路に車両が列をつくり、一時的に避難に支障を来していたとの報告を受けております。車両避難を必要とする避難者も多く、車両避難の割合が増えることで、徒歩で避難することができない避難者の逃げ遅れにつながる可能性があるほか、実際に東日本大震災では、車両避難者が多数犠牲になったことから、こうした理由を含め、改めてルールの周知徹底に努めてまいります。

懇談会には、災害への不安を強く持たれている方や、地域や企業を代表される方など、大変お忙しい中であるにもかかわらず、たくさんのご参加を頂きました。当日は様々なお立場の皆さんが、現状のままではいけないという強い危機感や使命感を持って、ご意見等を発言頂いたものと認識しております。これを決して無駄にすることなく、大きな教訓として、反省すべき点は大いに反省し、これからの災害対応や防災体制の構築に生かしてまいります。

続いて、2点目の熱中症対策についてのうち、アの学校、保育所、町立病院、心和園などへのエアコンの設置状況と今後の見通しについてであります。

保育所でのエアコンの設置状況については、昨年度、しんりゅう保育所、あつけし保育所ともに全ての保育室、調理室、事務所横の体調を崩した子が休養するスペースにエアコンを設置し、扇風機を併せて使用して熱中症対策を講じております。

子育て支援センター、友遊児童館及び子夢希児童館ではエアコンを設置していないため、冷風機と扇風機を設置し、熱中症対策を講じております。今後の見通しとしては、冷風機や扇風機の使用状況などを踏まえ、エアコン整備の必要性について検討を進めてまいります。

町立病院でのエアコンの設置状況については、外来診察室、人工透析室、処置室、各検査室、薬局、リハビリテーション室、病棟ナースステーション、老健ここみサービスステーション及び医局の一部に設置しております。

今後の見通しとして、病室及び療養室の各部屋へのエアコン設置は、耐震対応を含め、施設構造上、設置が可能かどうかを調査する必要があり、調査費を含め、億単位の整備費となることから、各部屋のエアコンの設置は難しいものと考えており、現時点では各部屋の窓ガラスに遮熱フィルムの貼付と、各ベッドに扇風機を設置するなど、熱中症対策を講じております。また、病室及び療養室を含めた未設置箇所への対応については、扇風機による熱中症対策を講じるとともに、エアコンの設置可能の有無を確認した上で、年次的な整備を検討しております。

特別養護老人ホーム心和園でのエアコンの設置状況については、多床室の寝たきりで経管栄養の方の居室3室に簡易的なエアコンを設置しており、他の居室などは扇風機により熱中症対策を講じております。また、デイサービスセンターでは、脱衣室にエアコンがありますが、ホールなどは未設置となっており、扇風機により熱中症対策を講じております。

今後の見通しとしては、施設から居室までの間に簡易的なエアコンの増設などの要望

もあるため、現在の熱中症対策を踏まえ、整備の検討を進めてまいります。

学校へのエアコンの設置状況と今後の見通しについては、後ほど教育長から答弁があります。

次に、イの低所得世帯へのエアコンの設置費用の補助制度をつくるべきと考えるのがかかについてであります。

熱中症対策としてエアコンの設置は有効ですが、設置費用が高額であり、契約電力の変更など、電気料金も高くなる場合もあります。今後、気温の高い日が多くなることが予想されるため、低所得者世帯を含む全ての世帯においてエアコンの普及が必要と考えております。

現在、厚岸町住宅エコリフォーム補助事業について、空気清浄機、または換気機能を有するエアコンの設置工事を対象に、工事費用の10%を助成できるものとしています。低所得世帯においても補助事業を活用できますが、補助事業を活用してもなおエアコンの設置には大きな費用負担が必要であり、今後、助成制度の在り方や助成の拡充などについては、地域の特性を踏まえ、道内の他の自治体の事例や国の補助制度の動向を注視し、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

また、町における熱中症対策の取組としては、年に1回、役場庁内において関係課が集まり、熱中症対策連絡協議会を開催し、各課における対策を情報共有しています。

保健福祉課では、気温の高い日や熱中症警戒アラートが発令された際に、防災行政無線やIP告知情報端末において注意喚起を行うほか、イオン厚岸店や町内郵便局の協力を得て、町民の皆さんが一時的に暑さを避けて涼むことができる、ひと涼み休憩所を設置し、利用を呼びかけるなどの取組を実施しております。

さらに、今年6月には、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則の改正により、事業所における熱中症対策の強化が義務づけられました。これを受けて、厚岸町商工会総代会や広報誌を通じて町内事業者への周知を図るとともに、役場各課等においても熱中症による健康障害発生時対応手順の作成を行っております。

続いて、3点目の資格取得支援について、町営牧場で働く作業技術員に対して、大型特殊や牽引免許など、資格取得費用などの補助制度をつくるべきと考えるがについてであります。

現在、町営牧場には作業技術員11名が在籍しており、牧場作業に必要な大型特殊や牽引免許などは既に取得している状況にあります。作業技術員については、会計年度任用職員として採用しており、大型特殊や牽引免許を取得していることを採用要件としているため、採用後に新たな免許を取得することはなく、免許取得者を採用することにより、即戦力として牧場業務に入ってもらえることができ、業務の円滑化や負担軽減、特に人手が必要な夏期の牧草収穫作業や冬期の牧草給与、パドックの清掃作業など、重機を使用する重要な作業を担っております。

しかしながら、今後、人口減少などに伴い、大型特殊や牽引免許などの取得者の採用が厳しくなる状況も予想されることから、採用時の免許要件の緩和や、採用後の免許などの資格取得費用の助成を含め、他の自治体の例も参考にしながら、牧場業務を担う人材確保に向けた取組を進めていきたいと考えております。

私からは以上であります。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、2点目の熱中症対策のうち、アの学校へのエアコンの設置状況と今後の見通しについてお答えいたします。

町内小中学校へのエアコンの設置状況は、教育委員会において、令和6年3月に町内各小中学校の保健室ヘルムエアコンを設置し、また、同年6月には各小中学校へ一時的に涼む場所1室を設けることを目的に、スポットクーラーを太田小学校と太田中学校に各1台、そのほかの小中学校には各2台を設置したところであります。

今後の見通しについては、今年の夏は特に高温となる日が続き、暑さ対策としては十分と言えない状況であったことから、現在、教室への設置方法や段階的な設置、財源などについて再検討しているところでありますので、ご理解願います。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 最初に、釧路管内8市町村の防災協定の進行状況ですけれども、後方支援の取組ということで、前にも質問したことがあるのですが、情報伝達の拠点機能、災害対策本部の情報共有、被災地支援に関する広報活動、外部との連携、単に物資を供給するだけでなく、情報が遮断された被災地と外部をつなぐ後方支援の要として多岐にわたる役割ということが後方支援には求められますけれども、道東の場合は確かに広いですよ。

物すごく広いし、帯広から全部入る格好になるのですけれども、このときに、今はまだあまりやっていないというような話でしたが、ある話では、帯広が全体拠点、釧路市が地域拠点、中標津が末端拠点で、複数の拠点と多層的な支援体制が必要ということで、何回か、1回なのか、演習をやっているはずですがけれども、その辺はどうなのでしょう。

釧路市の大きな公園。だから、運動公園の近くなのか、そこで消防とか自衛隊とか、警察なんかと一緒に訓練をしているはずですがけれども、その辺の情報はないのですか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 今、質問者がおっしゃられました帯広を拠点とした話も、訓練の話も、私は認識しておりません。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 3.11の2年か3年くらい前に、岩手の遠野市が後方支援で、岩手県全体で大きな訓練をやっていたと。その2年くらい後に3.11があったのですが、平時から広域的な防災ネットワークの参画訓練を重ねていく必要があるというのが、それを受けて出て

きました。

今回、大きな地震が起きると言われている、30年と言われているときに、北海道が主体でやらないとどうしようもないと、ここにも書いていますね。それに対して、やはり現場から、これからどういう取組をしていくのかという声を上げていかなければならないと思うのですが、その辺はどういうふうに取り組んでいますか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

- 危機対策室長（四戸岸室長） 町長の1回目の答弁書でもお答えさせていただいておりますが、管内の担当者が集まる中で、そういった話をさせていただいて、沿岸自治体は共通の認識の下に、そういった支援が必要だということで話はしておりますが、いかにせん、広域の対応につきましては、北海道なりが主体となって取り組んでいただかなければ、なかなか話は進まないというところで、以前にも北海道で後方支援の一部になりますが、まずは広域避難についてちょっと検討を進めようというお話がございました。令和6年1月頃ですね。

ただ、それも広域避難の受入先の調整ですとか、実際にならないと、こういった数の人がどれだけ避難を必要としているかとか、そういった想定も難しく、この話がなかなか前に進んでいない状況もあります。

ただ、質問者がおっしゃられますように、我々としては、そういった働きかけをしていかなければ、なかなか前に進まないということもございますので、釧路地方総合開発促進期成会による中央と北海道に対する要望の中でも、ソフトの取組として、そういった広域に関する物資の拠点ですとか、支援ですとかを進めていただきたいというような内容の要望も中に盛り込んでいるところです。昨年、厚岸町で北海道の防災訓練が実施されましたが、その中でいろいろ広域に関する訓練も中に盛り込まれております。

そういったものを、質問者がおっしゃられるような後方支援のもっと具体的な取組を取り入れたような中で、訓練を実施していただくように、こちら側から声を上げるとか、声出しもしながら、そういった促進に努めていきたいと考えております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

- 石澤議員 そういうのが出来上がっていけば、ある意味、安心ですよ。こういう合同訓練が1回でもあれば、そういう意味では違いますし、変な話、今回のこの厚岸町で起きた津波警報の中で、非常にいろいろなものが吹き出してきましたよね。

こういう状態が本当に起きてしまったときに、動ける現場、どこが拠点になるかとか、誰が主体になるかとかがちゃんと分かっていたほうがいいたろうし、被災した町村がどこに相談すればいいか、どこに連絡を取ればいいかがきちんとないと、これだけ30年以内と言われていると、カムチャツカ半島でこういうことが起きたりしている以上は、それもとてとても大事なことだと思うので、ぜひ強く管内から道に呼びかけてもらいたいと思います。

それでは、次に移ります。

カムチャツカの地震ですが、今回は本当に何事もなくよかったなとつくづく思いました。改めて防災のハザードマップを見たのですが、本になっていて、その中に、津波災害のときはどこに逃げなさいとあるのですが、別で津波災害専用のマップを作ったらどうなのかなと思いました。例えば、何メートルのときにはここですよとか。

どこに何があるか分からない。今のマップを見ていると、どこに逃げたらいいのか、どうしたらいいのか、分からないのが結構ありました。それで、分かりやすい津波用のマップを作ってみたらどうかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 現在、町が出しておりますハザードマップにつきましては、総合版ということで、土砂災害ですとか、おっしゃられますとおり、いろいろな要素が入ったハザードマップになっております。

津波だけに特化してみますと、津波専用のハザードマップがあったほうが分かりやすいということは、確かにそうだと思います。頂いたご意見を参考にしながら、その分かりやすいマップについては、ちょっと検討させていただきたいと思います。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 それと、もう一つ、津波警報の予測される津波の高さごとの避難場所の指定というのもあればいいのかなと思ったのですが、それは大変だと思うので、逃げてくださいということになると思うのですけれども、緊急避難場所の運営上の課題というのが、多分、今回、皆さんから出たと思います。

施設の介助責任者の明確化、支援する町職員・関係組織・地域の協力等の配置、座れるスペースの確保、足を伸ばしたい人・横になりたい人の対応、長時間の炎天下での水や食料の提供、トイレの場所が分からない、遠い、不潔、我慢する、常備薬忘れ、ペット同伴の避難とか、町民が自分たちで考えていかなければいけないものもありますが、これらに対してはどういうふうにやっていくのでしょうか。これからいろいろ考えていくと思うのですが、その辺はどうなっていますか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 今、質問者がおっしゃられましたご意見は、いろいろな町民との懇談会ですとか、そういった中でも同様の意見を頂いております。

早急に対応可能なものは、できるだけ早急に対応していきたいと思っておりますが、まずは命を守るための指定緊急避難場所ですので、厚岸町の地理的条件から、それらの要望を全て叶えるような避難場所を整備することは、大変難しい問題です。屋外避難場所に暑さや寒さをしのげるような建物を建てることはかなり難しい部分もございます。それらも含めて、いろいろな頂いたご意見は、検討を重ねて、実施できるものから順次実施していくと。

ただ、町民の方にもご理解頂きたいのは、質問者からもありました、長時間になった場合の食料ですとか、そういったことは、私どもも毎年の防災訓練とか、広報誌を通じて呼びかけ、周知をさせていただいております。

基本的に津波から逃げる避難に当たっては、各自で非常の持ち出しをできるだけ用意していただいて、可能であれば3日分ということで周知をさせていただいておりますが、最低限1日分、3食分でもあると、今回の場合には対応できたかなと思っています。

町が用意する部分では、ほかの町村とも意見交換をさせていただいておりますが、ほかの沿岸自治体でも同様の意見が出されておまして、建物がある避難場所ですとまだいいのですが、屋外避難場所で水や食料を保存しておく難しさもあって、そこは自助・共助・公助の中で、自らができることはできるだけしていただくという防災意識の啓発も、町としてさせていただきながら、町としてしなければならないことを対応ということで行っていきたいと考えております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 それは大変なことだと思ふし、それぞれ住民も用意しなければならないし、ほかの町村でやっている訓練の中で、サイレンが鳴ったときに10分間で必要な持ち物を詰めるという訓練があります。薬、冬であれば寒くない物、そういう物だと思ふのですが、10分間で避難用の袋を用意するという訓練があるのですけれども、そういうような訓練をするとか。

そういうことが分からない場合もあるので、危機対策室から、そういう自治会に出向いて、やりませんかというくらいの感じでやっていったほうがいいと思います。

おかげさまで、太田は毎年訓練があります。そのうち、だんだん皆さんが覚えてきて、テントの張り方から、あれの作り方から、すごく上手になりました。

結局、何回かそういうことがあると、自分たちでもできるようになりますので、地域の自治会に入っていく。今、自治会がなくなっていて大変になっている状況ですが、防災をどういうふうにするか、まずは命を守ることが大切なので、防災のための取組も何かできないのか。

それから、今回、隣の人が逃げなかったの、その人を連れて逃げなければならないので、私は逃げなかったという人が何人かいたのですよ。1人だったので、その人を連れては行けなかった。車椅子だったらしいのですけれども。だったら、もう一緒にあれしてもいいかなという感じの方もいました。

それで、要支援者・要介護者の避難に至る支援というのは、とても大事になってくるのですが、それはこれからどういうふうに取り組んでいきますか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 10分間程度の非常持ち出しを詰める訓練ということですが、たしか白糠町でそういったことをやっていたとお聞きしております。玄関先までま

ずは出るという訓練ですね。それも一つの手段かなとは思いますが、まずはそれを事前に用意していただくことが最も大事かなと考えております。

想定ではおよそ30分程度で津波が来ると。冬期の場合は、着込むのに10分必要になる。さらに、詰め込むのに10分で、20分がかかって、逃げる時間が10分しかなくなるというようなこともありますので、広報室でも周知させていただいているのですが、冬期間であれば防寒着を玄関先に置くだとか、日頃から備えをしていただくことが一番大事なのかなと考えておりますが、そういったご意見も参考にしながら、今後の地域における避難訓練ですとか、そういったことも考えてまいりたいと思っております。

それと、もう一つが、要支援者ですね。

避難行動要支援者につきましては、大変重要な課題であります。町でも、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成に向けて取り組んでいて、具体的にはまだ数件しか計画策定に至っていないのですが、そういった取組を進めているところではございますが、なかなか難しい課題がありまして、具体的に進み切れていない部分もございます。

要は、誰が支援者になるかというところが、ほかの自治体でも大きな課題になっているという状況にございますが、やはり取組を進めていかなければならないと思っておりますので、関係課や関係機関・団体と連携しながら、助けが必要な方の避難を確実なものにする取組を、少しずつでも前に進めていきたいと考えております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 あと、先ほどあったのですが、今回、車で逃げる方がたくさんいたということで、足がだんだん衰えてくると、どうしても車ということになりがちです。それも含めて、どのような方が優先か、皆さんに周知していくことが大事だと思います。

それと、もう一つですが、大型車が住の江集会所に、44号からコンキリエに行くところに道路がありますよね、あそこから大型車が何台か避難したらしいのですよ。それで、結局、乗用車とか、避難できなかった方が出てきたということを知っています。

厚岸の中は狭いですから、そういう大型車がどこに逃げるかとか、それから、ここを遮断されたときに住の江に入っただけなら大変ですから、例えば山の手、何て言うのか、真龍神社の上のほうに上がるような、広いところに避難してもらおうとか、そういういろいろな想定をした取組を、警察とか運送会社とかいろいろな話をしていくことが必要だと思うのですが、その点はどういうふう考えていますか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 高齢化率が上がる中で車避難をしたいと思う方が増えるというのは事実であろうと思っております。

ただ、指定避難場所まで徒歩で避難することが可能である人が車で避難すると、渋滞になってしまうので、できるだけ徒歩で避難をしていただきたいというお願いに変わりはないのですが、車避難が増えている実態は現実としてありますが、それをどう解消していくかという部分になりますと、これも大変難しい問題で、避難する広場を造ればい

いのかと言っても、今度はその広場を造ることによって車避難者を増やす結果になり、それが渋滞をさらに巻き起こすことも考えられます。

なかなか車避難というのは難しい課題であると認識しておりますので、まず現状では徒歩で避難できる方は徒歩で避難していただきたいというお願いをするしかないのかなと思っております。

それと、大型車の関係につきましては、確かに、特に日中の時間帯ですと、警報発表時に車で走行中の方も多くおられると思います。そういったことを踏まえ、運送会社とか、そういったところとの協議はこれまでにできておりませんでした。今、頂いたご提言を参考に、そういったところをどうしたらいいのかというのは検討してまいりたいと思います。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 今、こういうふういろいろな話に答えてくれていますよね。でも、住民の方には伝わらないです。だから、こういうことがあったら、先ほど言っていた、自分で物を詰めておいてくださいとか、そういった防災の訓練というか……。

今回、これだけ大変な思いをしたので、皆さんがいろいろな思いを持っていると思いますので。今回、町民との対話は2回だけでしたけれども、そうではなくて、各自治会にこちらから出前して、ぜひそういういろいろなことを伝えていってほしいと思う。そうしないと、やはり分からないと思いますよ。

それから、もう一つですが、先ほども言いましたけれども、他町村との広域避難場所確保のための連携協定を考えていってほしいと思います。近い将来、津波に襲われ、町中の避難施設では不十分な事態も十分想定されると思います。そのときに、緊急避難場所からの一時避難所として内陸集落の施設を活用しても不足する場合を想定して、例えば標茶とか別海とかに、町営住宅とか仮の住まいの支援をお願いすることもあり得ると考えられます。その受入体制について、他町村との相互協力を検討していくべきだと思いますが、その辺はどうでしょうか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 初めに、地域へ出向いてのというお話ですが、そういったところもこれから考えていきたいなと思います。

ただ、これまでに周知していなかったかと言うと、非常持ち出しを用意してくださいとか、周知させていただいておりますので、なかなかそれが周知し切れていなかったという反省点も踏まえて、広報誌は基本的に全戸に配布されるわけですが、それに気づかない方々がいらっしゃいますので、そういった方々にどうやって啓発をしていくかという課題的な部分もございます。そういった地域に出向いてのということも考えていきながら、ちょっと検討してまいりたいと思います。

それと、他町村の連携ですが、個別の連携協定は結んでおりませんが、北海道と道内の市町村における連携においても、広域避難の際の取組について協力し合うというよう

なことで、既に協定は結んでおります。

広域避難につきましては、その時々状況によって、どこに避難できるか、どれだけ受け入れることができるか、受け入れていただける自治体においても地震での倒壊ですとか、そういったことも想定される中で、平時ではどれくらいだけれども、実際にはどれくらい受け入れることができるかなど、いろいろな問題があります。

広域避難につきましては、市町村独自にではなくて、北海道へ要請して、北海道が調整をかけて、広域避難を行う仕組みになっておりますので、先ほども申しあげました北海道として広域避難の取組の検討を一時進めた経緯はありますが、なかなか進んでいない状況もありますので、1回目の答弁にもありますとおり、改めていろいろな機会を捉えて、そういった声を上げていきたいと考えております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 せっかく釧路管内8市町村の防災協定があるのですから、そのときにもそういう話を出してもらえれば、大分違うと思います。

それから、大型車のことはあらかじめ決めておいて、迂回路に誘導するルートを造るとか、道東関係及び業界団体に働きかけてやったらどうかと思います。高規格道路の運用までまだ時間がありますから、出来てしまえば、あそこに上げたらいいのですけれども。

釧路のほうへ272を走っていきますと、あそこの高規格に上がっていくところかな、釧路市内に下りる、別歩のほうに下がっていくところに、通行止めになりますという地震の看板が上がっていました。だから、そういうこともできるので、ルートを造るとかをやっていってもらえれば、そういうのが分かれば、できるのではないかと思います。

それから、町が北海道と共に行った課題検証作業の詳細ですが、まだやっている最中でしょうか、これからどういうふうに検証していくのか、教えてください。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 大型車の件ですが、尾幌糸魚沢道路が完成すれば、そちらにというのもおっしゃるとおりかなと思いますが、大型トラックとか、そういった大型車両が警報時にどこを走っているかというようなものもあらかじめ想定できない中では、事前に逃げ場をつくるとか、当然、町中を走っていることもありますし、そこから出るとなると、ほかの車両と一緒にということもありますし、なかなか難しいところはあるのかなと思いますので、ちょっと考えさせていただきたいなと思います。

北海道における検証ですけれども、北海道独自で市町村へのアンケートを実施しての振り返りというような部分で行っております。振り返りについて、先日3日に概要が電子メールで通知されたところですが、北海道の反省点というよりも、道内の各市町村でこういった課題があったというようなものが多く、避難指示の遅延があったとか、車両避難による渋滞があったとか、SNSの誤情報やデマの拡散があったとか、そういった課題がありまして、それらの対応の方向性をいろいろ検討していくと。まだ具体的な

ものは出されておりましたが、そういったことでの通知が、先日あったところでありませす。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 これからいろいろ検討していくと思いますので、それを町民に含めても出してもらって、今回は被害のなかった災害だったので、そういう意味ではよかったのかもかもしれない。よかったと言ったら変ですが、いろいろな問題点が出てきたという点で、とても大事なことだと思うので、きちんと検証して、そして、町民に返してほしいと思います。その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、熱中対策ですけれども、子夢希児童館、学校のほうもあるのですが、保育所はこの前見てきたら、ついていましたので、子どもたちもすごく安心して遊んでいましたが、児童館は夏休みの暑いときに外遊びができない。エアコンがあれば中ということも考えられると思うのですが、これは冷風機と扇風機で何とかしのいだのでしょうか。もう少し熱中等対策を考えなければ駄目だと思ひのですが、その辺はどうですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

児童館につきましては、1回目の答弁のとおり、エアコンの設置にまで至っておりません。ただ、いわゆるスポットクーラーと言うのですかね、冷風機を1施設につき2台置いています。

施設全体を冷やすことは基本的にエアコンをつけない限り難しいということで、まずは図書室と児童クラブ室の室温を下げる効果はあるのかなというところで、スポットクーラー、冷風機を設置した状況となっております。

今回、使っている中では、今年についても気温の高い日が続いていたということもありますし、それから、暑くなくても冷風機を使っているという状況もあって、特に暑い日についても、もともと想定していた図書室だけを下げられるかという、なかなか難しいというようなことも聞いていますので、そういったことを踏まえて、改めて検討したいなと考えておりますが、今回で行きますと、いろいろな施設等がある中で、当然、僕たちからすると心和園にも必要なのかなというところもありますので、優先順位をつけながら、整備の検討をしたいと思ひております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 9月に入ってもいまだに暑いすよね。それで体調を崩す人も多いので、エアコンと言ひていますけれども、スポットクーラーでも問題ないと思ひます。ぜひそのような物を増やすとか、それから、窓に遮熱フィルムを貼って温度を下げることもやっています。これは病院かな。学校でもそういうのをやってもらえれば、大分違ってくると思ひのですが、より子どもたちに負担がかからないような方法を考えてほしいと思ひ

います。

それから、このリフォームの中で、エアコンの助成ができるとなっているのですが、エアコンは結構金額が高いので、この中にスポットクーラーも含めた感じの設置の費用負担で補助できないのかなと思うのですが、その辺はどうですか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

この住宅エコリフォーム補助金、交付金ですが、これは北海道のゼロカーボン推進事業を活用しまして、高効率化の設備で、空気清浄機を有するエアコン、または、換気機能を有するエアコンということで謳っております。スポットクーラーなどは例外になっているところですので、ご理解頂きたいと思います。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 建設課長の既存の施設の説明で、質問とちょっと違う部分がありましたので、補足させていただきたいと思います。

現在、そういった施設設備で対象になるというのは、今、建設課長が言った部分しかございません。これについては、町長の1回目の答弁にもありますように、財源の問題とか、いろいろ問題も出てきますので、慎重に検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解頂きたいと思います。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 熱中症は高齢者も全部関係なく襲いかかってくるものですから、ぜひその辺は考えていただきたいなと思います。学校については、先ほど7番議員が言いましたので、今回はあれしたいと思います。

資格取得についてですが、技術作業員は会計年度で、大型特殊や牽引免許を取得しているのが採用要件となっているということですが、なっていなかった方もいらっしゃいました。

それで、共済とか労災の問題で、どうしても牽引免許、それから、今、バイクの免許が必要ということが出てきているみたいです。牛を追うためだと思うのですが。それから、整地の作業。これも特殊な仕事なのでしょうけれども、2日間の講習を受けて2万円くらいというのがあるのですが、こういう牧場作業員でなければ必要のないような免許を取ってくれというのがあります。

それに対して、10万から18万とか、バイクの場合は10万とか、そういうようなことがありますので、牧場作業員としてあそこで働いている人のためなので、ぜひそういう補助をやってほしいと思います。

標茶では、牧場作業員に上限5万円の補助制度が出来ています。そういう方法もあると思います。会計年度任用職員はとても不安定な方々です。その人たちのためにも、ち

よっと考えてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 副町長、残り1分20秒です。

●副町長（石塚副町長） 資格取得には、いろいろなものが町の中でも精査した結果ございます。今の状態として、すぐ助成するというふうにはなっていませんが、この辺はちよっと前向きに検討させていただきたいというか、内部の協議は今のところ行っている状況です。もう少し時間を頂きたいと思います。

●議長（大野議員） 以上で8番、石澤議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時の休憩といたしたいと思います。

再開は3時30分といたします。

午後2時52分休憩

午後3時30分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開します。

次に、1番、竹田議員の一般質問を行います。

1番、竹田議員。

●竹田議員 一般質問をさせていただきます。

1、厚岸町住宅リフォーム支援助成事業について。

（1）助成額を現行の20万から100万円に増額すべきであると思いますが、町の考え方を伺います。

2、厚岸町住宅新築支援助成事業について。

（1）助成額を50万から200万円に増額し、加算要件を撤廃すべきと考えますが、町の対応を伺います。

3、離婚後の養育費の未払い防止について。

（1）厚岸町の実態を伺います。

ア、法務省は9月からパブリックコメントを行うが、町は困窮する世帯に国が定める額に上乗せ助成すべきと考えますが、いかがですか。

イ、離婚後、1人親世帯が困窮する一因を解消する方策として、町も制度拡充や新設を考えるべきと思いますが、町の考え方を伺います。

以上です。よろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（三浦町長） 1番、竹田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の厚岸町住宅リフォーム支援助成事業について、助成額を現行の20万から100

万円に増額すべきであると思うがについてであります。

現在の助成制度は、町内業者を利用して住宅をリフォームする場合、当該リフォームに要する費用が10万円以上であることを条件の一つとして、対象工事費の10%を助成するもので、65歳以上、または、中学生以下の子どもがいる世帯は対象工事費の15%を助成し、それぞれ20万円を助成額の上限とするものであります。

町では、さきの第2回定例会において、議員からのご質問のあった住宅リフォームと住宅新築支援助成について、ここ数年、社会情勢の変化や資材の高騰に加え、労務単価の上昇が続いており、助成額20万円を上限とする助成だけでは十分でないものと考えていることから、住宅支援助成の事業内容について検討してまいりたい旨、お答えさせていただいたところであります。

町としては、他の自治体の例も参考にしながら、助成額の上限の見直しのほか、加算要件の撤廃や対象工事費用を見直してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の厚岸町住宅新築支援助成事業について、助成額を50万円から200万円に増額し、加算要件を撤廃すべきと考えるがについてであります。

現在の助成制度は、町内業者を利用して住宅を新築する場合、床面積が40平方メートル以上の住宅で、工事費用が1,000万円以上を条件の一つとして、1戸当たり50万円を助成するほか、一定の要件を満たす場合は20万円を加算するものであります。

また、金融機関から資金を借り入れた場合は、利子相当額について30万円を上限として助成するもので、合計で100万円を助成額の上限とするものであります。

町としては、近年の資材高騰や労務単価の上昇など、社会情勢を踏まえ、住宅リフォーム支援助成事業と同様に、助成額の上限のほか、加算要件の撤廃や対象工事費用の見直しを含め、既に次年度に向けて検討しているところであり、今後においても社会情勢を踏まえて事業内容を見直し、これら助成事業の促進を図ってまいりたいと考えております。

続いて、3点目の離婚後の養育費の未払い防止についてのうち、アの法務省は9月からパブリックコメントを行うが、町は困窮する世帯に国が定める額に上乗せ助成すべきと考えますが、いかがかについてであります。

昨年5月に成立した民法等の改正法は、令和8年5月までに施行されることとなっており、離婚後も子どもの利益を最優先する観点から、親権、養育費、親子交流などに関するルールが見直されました。

養育費については、離婚時に取決めがない場合でも、子どもの監護を主として行う親は、他方に対して一定の法定養育費を請求できるようになるとされており、支払いがされないときは、差押えの手続を申し立てることができます。

また、国は法定養育費の額を子ども1人当たり月額2万円と試算しており、養育費の取決めがされるまでの間、法定養育費を請求できる暫定的・補充的な仕組みとされております。

さらに、当事者間の協議や家庭裁判所の手続により額が取り決められますが、収入や子の年齢等の個別の事情に応じた養育費となるものと考えられます。

このため、市町村が上乗せ助成を行う場合には、一律に額を設定することが困難であり、現在、助成については検討しておりません。

今後、この制度に係るパブリックコメントを経て制度が確定し、施行されるため、国の運用の動向を注視し、助成の必要性について研究していく必要があると考えております。

なお、民法の改正に伴い、共同親権や養育費の支払い確保の仕組みなど、子どもの利益に関わる制度であるため、制度施行前ではありますが、町ホームページに掲載しており、今後も普及・啓発に努めてまいります。

次に、イの離婚後、1人親世帯が困窮する一因を解消する方策として、町も制度拡充や新設を考えるべきと思いますが、町の考え方を伺いますについてであります。

1人親世帯に関わる制度では、児童手当、児童扶養手当があり、厚岸町では保育料や給食費の無償化、福祉灯油の支給、1人親家庭等医療費助成を行っています。

また、北海道においては、母子・父子自立支援員による相談指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援、自立支援教育訓練給付金など、就労に関わる支援制度も行っています。

1人親世帯においては、子育て、就労、住まいなど多様な課題があり、町としてはこれらの制度の利用につながるよう、相談に応じています。今後、町が行うべき制度の拡充や新設については、1人親世帯の安定した生活につながるよう、必要な施策について他市町村の事例や制度などを参考に研究してまいります。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 先に、3番目の離婚後の養育費の未払いの防止についてということで質問させていただきます。

リフォームの件と新築の件もそうですが、子ども1人、2人、3人、4人、それぞれの家庭において0人のところもありますが、国が9月からパブリックコメントを行うというのは何を意味するのかと言うと、様々な食品の高騰によって生活が大変困窮している要素を踏まえ、見直しをすべきと考えてのパブリックコメントにつながっているものだと思っております。

厚岸町では様々な取組をしているということで、今、町長の答弁があったわけですが、国のパブリックコメントを通じて、町として考えていかなければならないだろうという答弁もございますので、ぜひこの点については、パブリックコメントを注視しながら、厚岸町の取組等を、より親子が厚岸町に住んでいける、そういった厚岸町独自の施策を考えていって、町民サービスに、十分とは言いませんが、今後とも厚岸町に住んでいてよかったと……。

離婚を勝手な行動というふうに責める人もいますけれども、離婚せざるを得ない形になってしまったときに、親がいる分については親が補助的に協力もしてくれるだろうと思います。しかし、親がいなくて自分の世帯だけというのが、昨今、非常に多くなっている。

そういったことを踏まえて、地元の厚岸に帰ってきたけれども、親が亡くなっていないとか、そういったことで援助を受けられない。そういった悲劇の上乗せに、裁判を起こして、支払い命令が出たとしても払ってもらえないというのが、最近、多いので、こ

の部分について、もうちょっと真剣に子どもたちのために考えようというのが、国の支援の基であるというふうに認識しているわけです。

その辺の認識というのは、僕が質問するこの部分について、町も同じだというふうに認識しておるのですが、そこをもうちょっと具体的にお話を伺いたいと思います。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

質問の中では、離婚に伴いという話で、うちで把握できるのは、児童扶養手当、片親の方に対する子どもの手当、大体その人数で1人親家庭だなという認識をするのですが、その中でも、町内で離婚届を出しているというよりは、どうも他町村で離婚してから、町に母子で転入してくるケースが結構あると感じております。

結果的には、お母さん1人、もしくは、お父さん1人で、自分の稼ぎで、もしくは、就労が難しく子どもを育てるというところに、生活の大変さがあるなど感じておりますし、そこにつながるために、まずは就労ですとか、住まいですとか、そういったことも基本に押さえながら、所得について足りない分を補填するという単純なわけにはいきませんので、相談に応じながら、それから、答弁にもあったように、他町村でやっているもので何か参考になるものも探しながら、支援できるような形にしていきたいと感じているところです。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 この3番目についてはよろしくお願いします。

次に、リフォームの支援について伺っていきたいと思います。

リフォームの部分について、厚岸町としては気候変動の取組で宣言をしております。今のところ、自分の家であって、自分がそこにリフォーム支援を受けて居住するというのが原点になっています。

この部分について、まず厚岸町では定住・移住を促進事業として取り組んでいます。空き家対策という部分についても取り組んでいます。自分の家を自分で直して自分で住まないと補助の対象にならないということが、実際、定住・移住という部分について、空き家はあるのだけれども、直したほうが定住・移住につながって、貸すこともできるし、そういった補助的な部分では、自分が住む家でなくても対象物件であるというふうに拡充したほうがいいのではないかと思います。

それともう一つ、エアコンとかの取付けについては補助の対象外になっています。今、ずっとエアコンの問題が議論されてきましたけれども、住宅のリフォームをする上で、流しについている換気扇とか、家電になる、ならないという議論がありますが、流しについている換気扇も電化製品は電化製品ですよね。これを取り替えるときには、対象になっているのだけれども、エアコンについては単品という扱いなのかどうなのか、分からないですけれども、補助の対象になっていない。

リフォームするときのエアコンを取り付ける、昨今の暑さ対策等を含めて、ぜひこれ

を含めるということも考えていただきたいと思います、いかがですか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

このたび議員からご質問があった、20万円の上限と加算要件の撤廃と、さきの第2回定例会でご質問があった件につきましては、検討していたところでごさいます、なおかつ、エアコンにつきましても、今は補助対象外となっているのですけれども、熱中症対策ということで、それらも含めて検討をしているという状況にごさいます。

もう一つ、自分の持ち家で他人に貸した場合は対象外になってはいますが、それにつきましては、今後、他の市町村の状況を見ながら、ちょっと勉強させていただきたいなど考えております。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 リフォームの場合は、家を幾ら直しても課税の対象にはならないので、出しっ放しになってしまいますよね。

それで、僕の提案ですけれども、エアコンをつけるのに、エアコンだけでもいいですよ。リフォームの中にエアコンを入れるか、入れないかということも含めて、エアコンだけに特化した制度をつくるのもいいと思います。

エアコンをつけるときに補助額を出す。これはもうやってほしいです。厚岸町は気候変動の取組ということで、SDGsの部分にもつながっていく。

そして、ヒートポンプ型という空気中にある窒素だけを回収して、ポンプで圧縮して、約60%の暑さを保つ。そこに電気をちょっと加えるだけで、大体56度から60度の熱が発する。それによって、電気代が抑制されるという物ですが、例えば温水器にしても、エアコンにしても、これは厚岸町が取り組んでいるSDGs、気候変動の宣言にもつながっていく。

気候変動の宣言をしたとしても、厚岸町は今までこの部分についてこれをやったよというのが、僕ら議員としては感じていないし、やっていないと思うのですよ。この部分についてはぜひやってほしい。

このヒートポンプ型は、電気をあまり使わない。使っている部分については、普通のエアコンの約3分の1しか電気を食わない。ところが、取り付けるときは普通のエアコンの3倍かかるのですよ。

このヒートポンプについてだけは、普通のエアコンよりも精度の高い物であるので、電気代も抑制できるというメリットもあるから、ここについては真剣に取り組んでいただいて、半額の補助とか、3分の2の補助とか、ぜひそれをやってほしい。

ただ、僕も厚岸町の財政が逼迫していることは重々分かっているので、これは厚岸町独自でいいと思います。僕もいろいろ調べただけけれども、全国でこの取組をやっているのは多分ないと思います。厚岸町がやれば、最初になると思います。

エアコンを取り付けた時点でエアコンから税金を取るという、出しっ放しではなく

て、エアコンを取り付けた家庭からエアコン税を取るという、これは条例改正がいるかもしれません。その部分についても、ちょっと検討していただきたいのですよ。

これは日本全国初めて厚岸町がやるべきことだと思うし、ぜひやっていただきたいというふうに思います。税金にもつながっていく部分だと思う。出しっ放しではなくて、税金で少しずつ回収していくというやり方をすれば、取り付ける側も助かるし、少しずつ税金を収めていくという部分もあり得ると思います。

エアコンが既に課税対象になっているのをご存知ですか。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後 3 時51分休憩

午後 3 時52分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。

1 番、竹田議員。

●竹田議員 エアコンは既に税金を取られている部分について説明しますが、エアコンが償却資産になっているという意味です。償却資産については課税対象となるという部分で、これは分かってくれると思うのですね。

ただ、壁から露出している部分のエアコンではなくて、壁の中に埋め込まれている配管本体、これらの6条件、6器具と言われているパイプだとかガードだとか、そういう壁の中に埋まっている6種類については、課税の対象になりますよという形です。

天井によくスポッと埋まっている物がありますよね。要するに見えがかり面積といって、目で見える部分よりも見えないところが多い部分を、このエアコンについては償却資産とみなして課税対象としますよというやり方です。

ですから、エアコンについては既に税金が取られている。これを利用して、一般のエアコンをつけるときも、厚岸町はお金を出しますよと。だけれども、税金を頂きますよという、うまく利用をした課税をしてやっていったら、出しっ放しということがなくなる。このアイデアをぜひ分かっていたらなと思います。

エアコンは通常10年から14年で耐用年数を迎えます。普通、なぜメーカーは10年というかと言うと、部品供給期間が10年で切れるから、それ以上と言いたいものだけれども、経費がかかるからやっていられないので、一応、耐用年数10年と決めてしまっています。

ところが、全国平均で行くと12年から14年使っています。14年を過ぎると部品がなくて、それを無理に使っていくと火災の発生のおそれがある。この火災の発生によって住宅が火事になる。これは消防が入ってエアコンをつける。課税の対象になっている物を消防も行って、それを確認する。年数が古かったら、それを消防がいろいろな手を使って交換なり、外すなり、火災になる原因を取っ払うってもらうという連動したつながりができてくる。

要するに、課税対象になると、1軒1軒のエアコンを取り付けているデータがきちんと残ります。その残ったデータを消防に連絡する。それによって、火災の発生を防いでいける。ぜひこの部分についても考えていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（三浦町長） お答えいたします。

まず、先ほどの1回目の答弁にもあるように、エアコンの取付けの部分の支援につきましては、検討している最中でありますので、これをリフォームの中に入れるか、もしくは、別出しするかというのは、これからさらに検討してさせていただきたいと思いません。

あと、エアコン税ということで、すごく画期的な税であるのですが、既につけられている方もおります。どのようにエアコンが普及しているか、分からない部分があるのですけれども、ほかの事例は恐らくないのではないかなと。

ただ、エアコン税ではなくても、何らかの税を取っている部分もあるのかもしれませんが。いろいろなものがあって、それぞれの町村の考え方で税金を取っている部分もあるのかなと。今で行きますと、宿泊税だとかというのが出てきている例もございますので、ちょっとこの辺はどういった形で、この税というのは、正直に言ったら、かなり難しいのかなと私もちょっと思うところではありますが、担当部署と話をしながら、勉強させていただければと思っておりますので、ご理解頂きたいと思えます。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 自分の家でなくてもリフォームの対象としてほしいという部分については、ぜひ進めて行ってほしい。それから、エアコンについても補助対象とすべき。

リフォームをするときに、他人の家だろうと、自分の家だろうと、そこに誰かが住むということは空き家対策になるので、ここはマイナスにならないと思えます。空き家で誰も住まなかったら、そこにお金は生まれてこないわけですよ。

でも、住んでも、住まなくても、その家には固定資産税がかかってくるわけですよ。だから、ちょっとでも直して、誰かに住ませることによって、家賃の収入が得られるのであれば、直したいなという人もいると思えます。それによって、空き家対策の部分も解決していけるのだらうと思うので、ここはぜひ借家等であっても、リフォームしたときには対象の中に入れてほしい。

そして、エアコン税についても、どういった形がいいのか。僕は1台につき1,000円でいいのではないかと考えています。100件あったら10万円ですからね。そういったエアコン税の取り方、出しっ放しでないという部分についても、ぜひ検討して行ってほしいと思えます。そこはお願いしておきますが、もう一度ご答弁をお願いしたいと思えます。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（三浦町長） お答えいたします。

先ほど私から答弁をさせてもらったとおり、エアコン税とエアコンの取付けにつきましては、ちょっと勉強を含めて考えさせていただければと思います。

あと、空き家を活用して貸す。実際に空き家を購入した方が改修する費用は、この空き家対策でやっておりますが、空き家を貸すということで、実際に改修はしたけれども、借りる方がいない、そういった状態になりますと、なかなか私たちが思うような空き家対策、または、移住・定住対策につながっていかないという考え方もあるのかなと思っています。

空き家がこれからも多くなることになれば、そのように使える空き家をもっと活用して、本当は購入していただくというのが一番かなと思うのですが、こういった部分で活用できるかということも合わせて、勉強させていただきたいと思いますので、ご理解頂きたいと思います。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 リフォームの関係について、厚岸町の家づくり協会というのもあるのですが、建築の集団ですから、こういった考え方、こういった厚岸町の取組がいいのかという部分については、ぜひそこを通じて、せっかくある既存の団体ですから、そこをよく検討していってもらいたいなど。要するに、住宅需要というか、そういうことを詳しく知っている人たち、強いて言えば不動産会社も含めて、一緒にこういった形でやるのか。

人が住んでないと税収は上がらないですよ。固定資産税だけです。そこに人が住むことによって家賃が取れる。家賃を取ることで本人に収入がある。収入から税金を取れるといった部分で、悪いことだけではないと思います。

隠す人もいるかもしれないけれども、それは論外で、ちゃんとした税を納めるということになれば、厚岸町の税収にもつながってくると思うので、ぜひ検討してほしいと思います。

次に、新築の部分ですが、この助成については何回も質問しているのですが、今、新築すると、土地を抜かして全国平均で3,000万円。今、坪単価が大体100万から120万。もうちょっといい高規格、高規密とか高断熱とか、グリーン事業とかという国の施策に乗っていくと、135万、150万になるという話です。すごくいいものばかり使ってしまうので、そういうふうになっています。

厚岸町において、厚岸町の建築、ここに登記を置いている厚岸町の業者であれば、例えば平均3,000万円という金額を個人投資する部分については、非常に大きな投資ですよという話も何回もしています。

1人で3,000万円を使うのは、車でもなかなかないですよ。よくて500万、600万。クラウンとかレクサスだったら700万円、800万円、1000万円しますけれども、まずそこまで乗っている人はいないので、一般的に車を買うよりも相当高いです。

地元業者がこの3,000万円の仕事をすることによって、相手方も固定資産税を払わなければいけないけれども、事業主として、それを地元の業者が3,000万円頂く。そこから税を払わなければいけないというふうになる。地元の業者でなければ、ここに登記簿がなかったら、その売上は全て厚岸町には下りないわけです。

そこで聞きたいのですが、例えばこの3,000万という金額を使って新築した場合、税収はどのようになりますか。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後 4 時03分休憩

午後 4 時03分再開

●議長（大野議員） 再開します。

1 番、竹田議員。

●竹田議員 なぜここに触れたかと言うと、この新築の支援事業に対して金額を増やしてほしいと言ったのは、一つに、この50万円、20万円、30万円という面倒くさいことを誰が考えたのだろうというふうに腹が立つのですよ。だから、全部撤廃しろと言ったのですよ。出したくないという気持ちが、もう表れています。だから、撤廃して、100なら100に、200なら200にしろというふうに言っているのです。

この面倒くさいことをやるから、実際に厚岸町で使われていますか。去年も僕が知っている限りでは2件かな。20件くらい新築があるけれども、地元業者でやっているのは数件ですよ。それでも使っていない人もいます。使う人もいます。100万円ばかりだったら面倒くさいというお客さんがいるのですよ。

地元の業者が出るのだったら、そこまで頂けるなら、ぜひ使ってくださいと。それは地元の業者を使うから。それは言いますよ。だけれども、町外から来た業者に100万円をもらえるから申請してよと言っても、地元業者ではないからもらえないと。だったら、100万円くらいなら値引きしますよ。見積りをごまかせば、100万円はどうとでもごまかせるわけですよ。自分がこういうことを言うてはいけないと思うけれども。

そこに、その3,000万という投資をした。その3,000万を町外の建築屋が全部持って行ってしまふ。地元だったら、その3,000万からの売上の税収がある。ここについて、もったいなくないですかという話です。

だから、この3,000万円について、今、固定資産税のほかに最初の取得税が入って、そこに水道課で言えば下水道を引っ張る重機車負担が始まって、新築の1年目には取得税が来て、その後に固定資産税がやってくるというふうになっていく。それは税金だから、どこの誰が立てようと、一定に税収として入ります。ただ、売上の中からの税収は0円になってしまいます。

だから、この3,000万円を使って家を新築した場合の税収どれだけですかという僕の質問に対して答えられないということは、僕が何回もこの部分について質問しているの

に、職員として1回も計算していないから分からないのですよねという話なのです。やる気も何もないのですよね。そこを言いたいのですよ。

3,000万円に対して厚岸町の税収がこのくらい入りますよというのを一度でも計算してやってくれれば、すぐに答えられたはずですが。だけれども、答えられないというのは、その計算すらしてないということ。計算してないということは、やる気がないということになってしまうのではないですか。それを言いたいから、どうなのですかと質問しました。

だから、数字ははっきりしなくてもいいです。間違いなく税収はプラスになりますよね。そこだけお答えください。

●議長（大野議員） ちょっと休憩します。

午後4時07分休憩

午後4時10分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。

税務課長。

●税務課長（本間課長） 貴重なお時間を大変申し訳ございません。

3,000万円に対しての税収ということですが、法人であれば利益によって違うのですが、法人町民税が出てきます。利率としては8.4%ですが、会社の利益によって違うということで、具体的な数字は申し上げられません。

それから、個人事業者であれば個人の所得になりますので、個人町民税として6%の税率が収入の税収となります。もちろん、町内の税収のほうが町にとっては有益ではないのかと考えています。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 数字はともかく、その最後の言葉が聞きたかったのですよ。税収として厚岸町にはプラスになるということですよ。だから、考えていただきたい。

これも何回も言ったけれども、この3,000万の利益に対して、建築屋1人で動くわけではない。設備屋、畳があれば畳屋、電気があれば電気屋、塗装があれば塗装屋、左官があれば左官屋、多種多様の業者が1軒の中にたくさん入ってきます。

今は業種別の仕事が物すごく増えてきました。例えば、外壁を張る外壁屋、中のボードを張るボード屋、天井の下地を組む天井屋、壁の下地を組む壁屋、グラスウールだけを入れる断熱屋、天井にブローイングを吹きつけるブローイング屋。物すごい業種があります。

何が言いたいかといたら、経済波及効果が出てきますよ。3,000万円の家を建てて終わりではないよということを、何回も言っているはずですが。この経済波及効果は最大

2.5%とも言われています。

例えば3,000万円が倍の6000万円になれば、これは詳しく言わなくても、経済波及効果の部分で、計算はしなくてもいいです。はっきりした数字は出ないですから。大体このくらいの波及効果があるだろうという国の資産だけの話なので。そこは別に問いませんけれども、ただ、経済波及効果は間違いなくあるでしょうということです。

だから、地元の業者が新築を建てることは厚岸町にとって潤っていくという話なので、これは100万円ではなく、200万円にすべき。200万円にすることによって、地元業者から税収が上がる。出しっ放しではないですよ。

その部分について、これは今ではなくて、後でゆっくり計算して、そこは僕にも教えてほしい。200万円は出し過ぎだという答えなのか、150万円だったら何とかなるのかという議論になってほしいです。

というのは、例えば3,000万円からの10%で300万円の利益があったと。そこから企業であれば8.2%とか8.4%の税収、個人においては6%という税収がかかってくる。それは当然の決まり事なので、それを基に計算して……。

税収ですから、一般住宅の耐用年数は、今も35年、40年ですけれども、木造であれば25年というふうにしていますよね。けれども、25年たったら0円になるわけではない。

200万円を出した、150万円を出したといったときに、町が税収分を計算していったときに、本当に出しっ放しになるのか、ならないのか。これはちゃんとした数字を上げて議論していかなければならないと思います。そこはきちんとやってほしいなと思います。その上で、マイナスになるのだったら、すみません、僕の質問が間違っていましたとはっきり謝らせていただきたいと思います。

ただ、税収の部分と経済波及効果の部分については、両方でちゃんと考えていただきたい。その上で、金額の上乗せをきちんと考えてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（三浦町長） お答えいたします。

経済波及効果、税収等はそのとおりでもあります。ただ、もう一つお願いしたいところというのが私からもあるのですけれども、地元業者もそれに合った努力をしていただければと思っています。

そこはなかなか難しいところがあります。ハウスメーカーだ、何々メーカーだとたくさんありまして、そういったお客様を確保するということでは、いろいろなサービスをしなが、皆さん努力しているという部分もありますけれども、この新築支援をもし私たちもそういうふうにして伸ばしていくのであれば、地元業者と一体となって、地元で定住していただく、または、外から入ってくる努力を、行政と家づくり協会を含めた中で進めさせていただければと思います。

先ほどのリフォーム支援と合わせた中で、これも検討させていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 まだありますよね。

●議長（大野議員） 17分あります。

●竹田議員 あと、この1回で終わります。

まず、新築をするという部分について、地元業者が優先的にやっていただけると、厚岸町の税収につながる。その部分についての考え方は、今、一致しているものと思います。

白糠町で、これは言うてはいけないことなのかもしれないですけども、釧路市がエリアだったのかどうなのか、そこは他の町長から聞いていないから分からないのですが、例えば音別から白糠町に提示してくださいよというのは、多分視野にはなかったのだろうと思いますが、実際に土地をあげます、ここに家を建ててくださいとやったら、白糠町は……。

厚岸町のほうが、僕はすごいなと思うのですけれども。子どもに対してのいろいろな補助の施策というのは厚手市町も物すごく進んでいますよね。よくほかから来たお母さんたちに、厚岸町はすごいねというふうに、隣の何とかという、名前は言わないけれども、近くのところと比べると、雲泥の差だねと言ってもらえるくらい、厚岸町は褒めていただいている部分もあります。

手厚い保護はたくさんあるのですけれども、家を建てて、家をぶん投げていなくなるというのは、よっぽどの理由がなかったらまずないですよ。厚岸町にずっと何十年も住むという気持ちで家を建てるわけですから。そこに、その居住の部分が、永遠の居住というのが、やはり与えられるというふうに思います。

その与えるときに補助金が生かされる。なので、プラスになるから厚岸町で家を建てたいなというふうにお客さんも思うと思うのですよ。

白糠町は多分余っている土地がいっぱいあるから造成して、ここに家を建てなさいよとやったら、釧路から去年は6世帯だか7世帯の移住者が増えたと言っていました。

釧路から厚岸町は遠いので、白糠町みたいに来るとは思わないけれども、その移住・定住の部分についてはすごく難しいかもしれないけれども、地元で家を建てて、しっかりここに根づいてやっていくという部分については、やはりやるべきことではないのかなと思います。

厚岸町で余っているいらぬ土地がもしあれば、その部分を提供していただければなという考え方も含めて進めていってほしいということで、終わらせていただきます。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（三浦町長） お答えいたします。

先ほどから出ておりました白糠町ということでありまして、今はもう私どもと財政状況がかなり違うのではないかとということで、そういった中ではあるのですけれども、厚

岸町としても定住・移住を進めている上では、こういった施策を講じることによって定住する、または、外から入ってきやすい施策につながっていけるのであれば、そういった部分も施策としては必要ではないかと思っております。

それも含めた中で、これからの金額、または、この制度の見直しを含め、検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

●議長（大野議員） 以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告がありました4名の一般質問を終わります。

●議長（大野議員） 本日の議事日程は全部終了しました。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後4時21分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和7年9月9日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員